

令和元年第2回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和元年6月4日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 4時50分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 7 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 8 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 11 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 13 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第 1 号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 15 議案第 2 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制
定について
- 16 議案第 3 号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 17 議案第 4 号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条

例制定について

- 1 8 議案第 5 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 1 9 議案第 6 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 2 0 議案第 7 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 2 1 議案第 8 号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 2 議案第 9 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 2 3 議案第 1 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 2 4 議案第 1 1 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 2 5 議案第 1 2 号 令和元年度森町一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 6 議案第 1 3 号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 7 議案第 1 4 号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 8 議案第 1 5 号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 9 議案第 1 6 号 令和元年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 0 議案第 1 7 号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 1 議案第 1 8 号 工事請負契約の締結について
- 3 2 議案第 1 9 号 工事請負契約の締結について
- 3 3 議案第 2 0 号 工事請負契約の締結について
- 3 4 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について
- 3 5 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結について
- 3 6 議案第 2 3 号 財産の取得について
- 3 7 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 3 8 意見書案第 2 号 2 0 1 9 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 3 9 意見書案第 3 号 2 0 2 0 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 4 0 意見書案第 4 号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「3 0 人以下学級」の実現に向けた意見書
- 4 1 意見書案第 5 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
- 4 2 意見書案第 6 号 消費税率 1 0 % の中止を求める意見書
- 4 3 議員の派遣について
- 4 4 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（1 6 名）

議長 1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
	2 番	山 田		3 番	佐々木	修 君
	4 番	高 橋		5 番	伊 藤	昇 君
		邦 雄 君				

6 番 加 藤 進 君
 8 番 東 隆 一 君
 1 0 番 宮 本 秀 逸 君
 1 2 番 木 村 俊 広 君
 1 4 番 松 田 兼 宗 君

7 番 堀 合 哲 哉 君
 9 番 河 野 文 彦 君
 1 1 番 檀 上 美 緒 子 君
 1 3 番 久 保 友 子 君
 1 5 番 斉 藤 優 香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	須 藤 智 裕 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	安 藤 仁 君
子育て支援課長	濱 野 尚 史 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	角 野 雄 平 君
町民福祉課長	千 葉 正 一 君

教 育 長	増 川 正 志 君
学 校 教 育 課 長	萩 野 友 章 君
社会教育課長兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課長	川 口 武 正 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長	野 崎 博 之 君
給食センター長	藤 嶋 希 君
さくらの園・園長	金 丸 義 樹 君
病 院 事 務 長	小 田 桐 克 幸 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良 文 君
消 防 長	東 谷 直 樹 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	奥 山 太 崇 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 5 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 6 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について

- 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 10 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 2号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 3号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 4号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 5号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 6号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第 7号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 8号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 18 議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 19 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 20 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 21 議案第12号 令和元年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 22 議案第13号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 23 議案第14号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 24 議案第15号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 25 議案第16号 令和元年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 26 議案第17号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 27 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 28 議案第19号 工事請負契約の締結について
- 29 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 30 議案第21号 工事請負契約の締結について
- 31 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 32 議案第23号 財産の取得について
- 33 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 34 意見書案第2号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 35 意見書案第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 36 意見書案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義

務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の
超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書

- 3 7 意見書案第 5 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
- 3 8 意見書案第 6 号 消費税率 1 0 % の中止を求める意見書
- 3 9 議員の派遣について
- 4 0 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和元年第2回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるように協力願います。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、菊地康博君、2番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日から6月5日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。平成30年12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。

なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

さて、今年は4月27日から5月12日までの16日間、もりまち桜まつりが開催されました。4月は肌寒い気候が続いておりましたが、昨年と同じ29日に標本木のソメイヨシノが開花し、連休中の陽気により一気に満開となりました。27日のオープニングセレモニー終了後に新天皇の即位を記念して行いました植樹式には、森町議会から野村議長、菊地副議長、ご来賓として河野観光協会会長、岡嶋桜まつり実行委員長、宮野森警察署長、伊藤商工会議所会頭、逢坂衆議院議員、富原道議会議員小川秘書にご臨席を賜り、日本花の会より寄贈していただいた森小町2本を青葉ヶ丘公園に植樹いたしました。日本花の会からは森小町40本の寄贈を受けましたので、今後は町内各小中学校を初め、物産センター等への配付並びに森町森林・林業・林産活性化議員連盟の事業により町全体で新天皇の即位を祝い、令和の記念植樹に取り組みたいと考えております。

さて、今年は、もりまち桜まつり70周年の節目の年として内容の充実が図られたことにより、多くの方々にご来場いただけたと捉えております。初の取り組みとして、例年6月下旬から行われていた森蘭航路事業を桜まつりの期間中に合わせて運行し、ツアー客に祭り会場へ足を運んでいただく予定でしたが、あいにくの天候により中止となりましたことはまことに残念でした。今後も引き続き森蘭航路等と組み合わせた魅力ある旅行商品を提案し、さらに多くの方々にご来場いただけるよう取り組んでまいります。また、12日の歌謡ショーは好天に恵まれ、たくさんの方々にご来場いただき、ご満足いただけたものと思っております。桜まつりを盛況裏に終えることができましたことに、実行委員会を初め関係各位に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今年も友好町の静岡県森町より、太田町長を初め、新たに就任されました亀澤議長、産業課の職員一行が来町され、祭り会場において新茶の試飲と販売をしていただきました。その後議員の皆様方にもご参加をいただきながら、歓迎昼食会を盛大に開催できたことは大変喜ばしく、昨年50周年を迎えた両町のきずながより一層深まったと考えているところであります。今後も観光、経済、文化、教育など幅広い交流と連携を強化し、両町の発展に努めてまいります。

最後に、国保病院において眼科の診療を開始できる運びとなりましたことをご報告いたします。本件につきましては、市立函館病院地域医療支援室が展開する医師等派遣事業によるもので、先般市立函館病院関係者の訪問を受けた際に地域における眼科診療についてお話があり、眼科医師の派遣について協議が調ったものであります。本会議で関係条例のご審議をいただき、7月からの診療開始に向け、細部について調整を図ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

なお、会議規則第56条第1項の規定により、以降質疑については3分以内、討論については5分以内といたしますので、ご協力を願います。

初めに、森町在住進学者対象の給付型奨学金制度の導入について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） おはようございます。それでは、私のほうから1点質問させていただきます。

森町在住進学者対象の給付型奨学金制度の導入についてでございます。我が森町は、年々人口が減少し、推計（人口問題研究所）では2040年には1万人を切ると、9,551人と予測されております。森町としても定住人口の減少防止対策としてはさまざまな事業等々を導入いたしておりますけれども、なかなか歯どめがかからないのが現状でございます。人口減少は、交付税の減等により財政運営も危機的な状況になります。また、他町村では働き手不足で外国人の雇用を図って働き手不足解消に躍起であり、我が森町も例外ではありません。若者の流出は、各種進学校先等の周辺地に就職し、生計を立てているようでございます。

森町の例を見ますと、各病院、医院も含めて看護師、技術者不足、また介護福祉施設等の介護士、各技術者不足、また幼稚園、保育園における教諭や保育士不足、さらには各種会社等々の技術者、事務職員の不足は目をみはるものがございます。そこで、これらの担い手不足を解消すべく、各高校、大学、専門学校等に進学する方々にぜひ地元に戻ってきていただいて、活動し、森町の発展と人口減少の歯どめの礎を築いていただきたいと思います。定住意向を高めるため、例えば10年、15年勤務すれば給付型奨学金と働き場所を提供することを森町が目玉商品として施策に取り入れる考えはないか。

現在森町教育振興育英会貸付金は49名で1,389万6,000円貸し付けておりますけれども、2020年度から実施予定の高等教育無償化の影響などを踏まえ、森町の定住促進を図り、人口減少の歯どめ対策にもなり得るものと思料いたしておりますので、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

人口減少による働き手不足や若者の人口流出については、専門職及び事務職の人材不足となっており、深刻な問題と私も受けとめております。現在町が行っている奨学金制度につきましても、経済的な理由によって修学が困難な高校生や大学生などに対して教育の機

会均等を図るとともに、就業達成を目的として奨学金を借用型で実施しているところです。

さて、議員提言の町内における一定期間の就労を担保とした給付型奨学金制度の導入でございませうけれども、就学先選択に対する公平性の確保を初め、さまざまな問題も考えられますので、現段階での給付型奨学金制度の導入は難しいと考えております。今後につきましては、国や道が行う制度等の運用や動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 町長の言わんとすることもわからないわけではございませんけれども、今各市町村で少子化対策、または人口流出どめのものについてはほとんど金太郎あめの的なものでございます。こんなことやったってとまらないです。各町村皆同じだということは皆同じになるわけなので、そこで経済的負担を心配せず、安心して進学できる環境を整えることが少子化対策の一番の重要性だと私は思っております。地元に住むということになれば、永住する可能性も高くなってくるわけです。そうすると、長くいると結婚もするわけです。そうすると必然的に子供も生まれるということになるだろうと思うし、そうなれば少子化対策にもなると。このような効果が町内外にも知れ渡れば、なお効果が大きくなると思うのです。やっぱり最重要課題として、森町の目玉商品として将来に向けて、3年や5年ですぐなるわけでもないですけども、将来的に長い目で見ていただければ相当数増えるのでないか。先ほど言ったように、もう1万人切るわけですから、だんだん、だんだん人口が減っていったら、産業をやろうが、何やろうがかにやろうが、全然発展的なものは何もないわけです。今ふるさと納税も相当数売れているわけですから、そういうものを資金にして、町長、ぼんぼん、ぼんぼんやってください。そうすれば、町長は大したものだと、みんな森町に来ると思うのです。

それと、もう一つ、町長も頑張ってやってもらったのだけれども、道立の林業大学とか、そういうものもここに一時来るわけです。そうしますと、旅からの入り込みが入ってくる。例えば長万部町の理科大だとか、ああいうところを見ても結構あるわけです。また、私の知人等々については、東京周辺の大学も森町に分校を建てたいという希望のある方もいるわけです。そうすると、産業の面、教育の面、いろんな面で森町を売っていくと、これが一番大事だと思うわけです。いかがでしょうか、再度質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

山田議員、やっぱりいろいろと人口減少問題によって町に発生する心配事を本当に深く考えていらっしゃるなというふうに感じました。私も同様です。いろいろと将来的に基本的には人を増やしていくという政策については、町としてもこれまでいろんな政策をとってまいりました。子育て支援もそのとおりです。当然住んでいる方々、ご高齢の方が長く幸せにこの地で暮らすというのも一つの方法です。今議論されているのは、今回ご質問いただいたのは学生に対しての中間層です。そういった方々がずっとここにいるようにということで、理想の一つでもあるとは思いますが、若い方々は一旦は都会に憧れると

いう心理も一つかなと、そのように思います。

それと、私個人的な考えですけれども、ずっと生まれてから死ぬまでここにいるということは世の中を知らないということにもつながりますから、勉強不足の人間が育つ環境にもなるわけです。できれば一度町外に出て、そして、以前にもどこかで申し上げましたけれども、森町がいかに素敵なすばらしい町かということを感じていただいて、そしてふるさとに尽くしたい、そういう思いから自然に帰化できる。そして、帰りたいと思ったときにきちんと要望する勤め先がここの町にあることが最大理想の考えかなと、そのように思っております。就労を目的として給付をしても、それが100%そのとおりに守るかといいますと、どんどん学校に行って知識を蓄えるごとに、もっと新しい希望や、それから本人の進む道が開けてくる可能性もありますから、私はかえって森町出身の方々が地方に出て、そして大成功をおさめながら活躍されることも一つの町の財産と町の魅力発信につながると、そういうふうに思っております。

いろんなことを考えながら人口減少対策は進めていくわけですが、給付型、企業によってはきちんとそういうふうなことで大企業ではやられているところもあります。しかし、町としてこれを行うということは、最初の答弁でも申し上げましたけれども、就労先の選択、自由に公平に選ぶということに対しては少し行き過ぎなのかなと、そういう思いから、今現在はちょっと難しいなと、そういうふうに考えております。

以上、再答弁といたします。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 町長、もう少し前向きな答弁をお願いしたいなと。そういうこともわからないわけではないですけれども、そうするとUターンの可能性は全くななくなってくる。私思っているのは、当然大学、専門学校等々で大都市等々に行って勉強するだけで、もうそれで十分だと私は思っているのです。他町村、他の都道府県で成功した者は森町には帰ってきません。そうならないうちに、基礎をきちっと整えてそういうものを作っていくべきだと私は思っているのです。そうでないと、町長言うように、就労先の選択に不公平があると言うけれども、森町を守っていく以上はある程度そういうことをしていかないと、誰も就職するという考えになってこない。それは、やっぱり気づけていただかないと私はだめでないかなと思っているのです。

先ほど言ったように林業大学、昨年ですか、静岡県に行って視察したのだけれども、町長、就職率100%ですよ。説明員は間違って110%だと言ったのです。それだけその大学を出た方の就職が引き合いが多いということ。だから、先ほど言ったように、私の友達等々が東京の、これは皆さんに公開するわけにいかないですけれども、有名な大学です。この分校をつくりたいと言っているのですから、それをさっき言ったように長万部町の理科大と同じようなものを森町もできれば、相当数の人間が森町に来るわけです。そういうことも考えて、ぜひ前向きに、不公平だとか公平だとかでなくて、前向きに検討するという考えはございませんか。再度お聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

今年の桜まつり、実行委員長が新しくかわったのと、若い方の感性でいろんな新しい内容のものに変わった。そうしましたら、皆さんももうご存じかと思いますが、町外からの若い方々、20代の本当に若い方々が200人、300人というふうにして青葉ヶ丘公園に全国から訪れていただきました。こういうことは大変すばらしいことだなと思います。私も以前にも答弁等で申し上げておりますように、観光も産業の一つ、そして森町にいろんな方が訪れることによってこの町の魅力を知っていただく。そうすると、後々の就労先、もしくは永住の地として選択していただけるだろうと、そういう考えのもとにいろんな事業、政策を進めさせていただいております。そういう関係からいきまして、先ほどご質問にもありました林業大学校、ぜひ誘致したかったのですが、それは本校は誘致はできませんでした。ですけれども、森町は全道で7カ所の実習フィールドの1カ所として、窓口ですけれども、渡島、檜山の町有地、道有地、国有地を使って研修を行う場所としてこの地が選ばれたということでは、長い期間こちらにすることになりますから、そういうことでどんどん森町の魅力を知り、発信していただくことで人口の増にもつながっていくと考えております。

山田議員の再々質問の中にもありましたように、大学の分校ですとか、そういう教育機関が森町に来るということは私は大変大歓迎したいと思います。ぜひ前向きにそのお話についてはお進めいただければ、私も赴きたいなと、そのように考えております。以前からも都内の大学の学生を含めて森町に足を運び、毎年のようにいろいろな教育業務に携わってくれている大学もございます。そういったこともずっと継続されるように、私も努めてまいりました。今後も新しいベンチャー企業、今は通信技術が物すごく発達しておりますから、どこの地にいてもそういった事業を起こすことができます。町のいろんな施設、町有施設を使いながら、そういったことを誘致することも私はこれから頑張っていきたいと、そのように思っておりますし、今年から就任していただきました地域おこし協力隊、彼についても先般桜まつりの中で夜間の桜のライトアップですとか、新しい試みの中で、今まで公園の中で人が来なかったところに物すごい人の集客を成功させた方もいます。彼にはこれからもいろんな森の町の中から今まで足りなかった情報を発信していただいて、町にたくさんの方が訪れる、もしくは就労されるように努力していただきたい、そのように思っております。

いろんな方々を呼び込むことに対しては、学生がまた改めて戻ってくることに対しては力強く前向きに検討していきたいと、そのように思っております。ですが、給付型の奨学金につきましては今のところは難しいということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、桜の名所青葉ヶ丘公園の整備について、議席13番、久保友子君の質問を行います。

○13番（久保友子君） 通告に従って、質問させていただきます。

桜の名所青葉ヶ丘公園の整備について。町では昨年、青葉ヶ丘公園の整備によってとても公園の環境がよくなったと思います。森小町の周りにベンチが置かれ、観光客の皆様がガイドの説明を受け、親子連れやお年寄りの方々が腰をかける姿を見受けました。また、あずまやもよくなりました。しかし、主人公の桜が老齢化しているのが目立ちます。3月20日の民放のテレビ局が全国放送しているのを見ましたが、ソメイヨシノの寿命は60年から80年が限界で、てんぐ巣病などの病気に弱く、また古木の幹の空洞化が進み、植えかえを進めているという内容のものでした。これらの現象は全国的な傾向であり、最近ではソメイヨシノにかわり、病気にかかりにくいジンダイアケボノという品種が注目されているようであります。

そこで、青葉ヶ丘公園の現在の桜の木が何本あるのか調査したことがあるのか、また今後調査する計画があるのか。さらに、桜の木の病気や古木の空洞化などによる倒木のおそれを予測し、今後植えかえを考えておられるのかお聞きいたします。町長にお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 久保議員の質問にお答えします。

青葉ヶ丘公園のソメイヨシノは、大正3年に天皇即位を記念して1,000本を植樹したのが始まりです。60年程度の寿命と言われている中、今年度で105歳になるソメイヨシノが群生している貴重な公園です。今日まで100年桜への道として維持管理などに取り組まれてきました先人のたゆまぬ努力に敬意と感謝を申し上げるとともに、大切な財産と自負している公園でもあります。

さて、青葉ヶ丘公園の現在の桜の木の本数及び今後の調査計画についてですが、平成29年度より樹木匠へ桜樹管理指導業務を委託しており、業務の中に桜の本数を確認する現況調査を初め、ソメイヨシノの後継樹の植樹や森町固有種桜の管理も含んでおります。また、平成30年度は北海道育種場が採捕、育苗し、森町へ里帰りした固有種桜の森小町を植樹しており、今年度も桜まつりのオープニングセレモニー終了後に日本花の会より寄贈していただいた森小町を植樹しております。植えかえにつきましては、ソメイヨシノを診断し、健全度に応じた計画的な樹木の更新を検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（久保友子君） ソメイヨシノにかわるジンダイアケボノという品種が注目されております。私は植えかえ、新しい木を植えるためにオーナーさんを募集したらどうかと思います。植木の値段がどのぐらい値段があるのかわかりませんが、敷地の中の面積の関係もありますけれども、そういう中でオーナーさんを見つけて、自分の桜の成長とか見ていただくと、さらに森町青葉ヶ丘公園に、第2公園とかにも足を運んでいただけるかと思えます。そういうことを考えておられるのか質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

公園についていろいろなお考え、それから久保議員も感じているちょっと樹勢が落ちて

きているなということから、こういうご質問いただいたものと、そういうふうを考えております。ですけれども、先ほど申し上げましたように、まずは青葉ヶ丘公園にソメイヨシノがあれほど群生している。63本です。今公園の中にしっかり群生している。それから、周りのグラウンドのほうを歩き回りますと、同じく当時に植えた105年を数えるソメイヨシノがまだしっかりと花を咲かせている。トータルでいきますと100本を超えている。そういう群生しているソメイヨシノが60年を超えて生き残っている場所というのは北関東でも珍しいのです。ですから、この公園の桜を維持してきた、かかわってきたたくさんの方々は、もっともっと長寿化を図ってほしいと、大切にしてほしい。もちろん私たちも可能な限り、木には寿命があるかもしれませんが、可能な限り現在の元気な姿を維持していきたい、そういうふうにはまずは基本的に考えております。

そして、強い思いを持たれている町民の方もたくさんおるのです。そういった方々の期待に応えるために、先ほど答弁でも申し上げましたように、平成29年より樹木医、やっばり木も病気にかかったりしますから、ご質問にもありますようにそういった専門家にきちんと見てもらって、診断をしていただいた上で、これを残していくか、もしくは少し手入れ、根をもうちょっと洗ってあげようとか、いろんな手入れの方法があります。そしてまた、105年もあれだけ残っているということは、気候や土質やいろんなものがソメイヨシノにマッチしているのではないかなと、そのように考えます。長く生きることによって価値観も生まれてきます。縄文杉ですとかが本当に縄文時代から生えていたのかなんて、誰も生きていた人いませんからわかりませんが、そういう価値のあるものに対しては日本国中、世界中から視察に訪れるではないですか。私は、そういう公園でもあってほしいなと、そのように思います。

しかし、いつかは寿命が尽きるときも来るかもしれませんので、そのときに対する備えとしてはいろんな検討を課とともに、それから樹木医の方とともにいろいろと検討している状況です。ご提案のように、新しい桜、ジンダイアケボノという種類が長もちしたりしていいのではないかなというふうにご提言もあり、またそれを植樹するに当たって、いろんなオーナー制度とか、そういうことをどうでしょうかという考えも公園を維持するためには必要な措置かもしれませんが、現在のところはまずは今の公園を維持する、長もちさせると、そういう方向に向かって、今まで先人の方々が続けてきたことを私たちも最大限努力していきたいと、そのように考えております。

以上、再答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上で議席13番、久保友子君の質問は終わりました。

次に、ホタテガイの付着物について、議席12番、木村俊広君の質問を行います。

○12番（木村俊広君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

ホタテガイの付着物についてでございます。森町の主要産業である養殖ホタテガイが近年原因不明の大量へい死により、危機的な状況となっております。過去を振り返りますと、幾度か単発的な被害はありましたが、ここ数年は頻発しており、廃業の選択に迫られる業

者の方も多数見受けられます。事態を重く受けとめ、関係各所による支援や原因究明を模索するべくデータの蓄積など今後進められますが、解明には10年単位でのデータ分析が想定され、解明される前に壊滅的状况に至ることも考えられます。

内浦湾では、ホタテガイの養殖により水産業全般を飛躍的に発展させ、支えてきたことは事実であり、今後もその不動のポジションを守っていかなければならないと思っております。しかし、その一方で内浦湾の海底にヘドロが蓄積されているという話もささやかれ続けていることも事実であり、そのことを危険視する声も数多く聞こえておりました。そして、ザラボヤの大量発生後、ホタテガイのへい死の頻度が増えているように思います。このことがへい死の全ての原因だとは言えませんが、漁業者みずからができる最低限の努力をする必要があると思います。

そこで、町長に伺います。森漁協、砂原漁協ともにホタテガイの付着物については大部分が陸上処理されていると思いますが、さらに厳格なものにするには陸上処理を条例化し、その処理料についても今まで以上の減免措置をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2、内浦湾は渡島、胆振にわたってホタテガイ養殖が行われておりますが、付着物のほとんどを海中へ戻しているというところもあると聞いており、生産量から換算すると毎年数万吨もの付着物を海中に戻していることになります。海を守るためには内浦湾全体で付着物の陸上処理を行う必要があり、北海道の条例となることを目指し、推し進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 木村議員の質問にお答えします。

1 点目の町内漁業者から排出される付着物処理につきましては、平成29年度から森、砂原両漁協では海中投棄を禁じ、陸上へ持ち帰ることを事業計画に盛り込んでおり、推進重点事項として総会で決議されております。各漁協では、漁業者みずからの生業を維持、継続していくためにも、みずからが率先して海を大切にしていかなければならないと以前にも増して危機意識を持ち、取り組み始めております。町としましては、行政主導による意識改革を推し進めるよりも、漁業者がみずから考えて行動することのほうが一層の効果や結果をもたらすものと期待しておりますので、現時点では条例化よりも漁業者の自主性を尊重したいと考えております。

また、ザラボヤ等の処理につきましては、漁業者の負担を軽減するための国の補助金を活用しておりますが、排出量が多過ぎるため、補助金だけで処理費用を賄い切れておりません。このため、補助金を超えた分につきましては1トン当たり4,500円の処理費用に対して平成30年度は半分以上に当たる2,500円を減免しており、1,800万円分の処理費用を町で負担しております。さらなる拡充につきましては、今以上に他産業とのバランスを欠くこととなり、公平性を保てなくなりますので、減免自体の必要性についても検討しながら、応分の負担は求めていきたいと考えております。

2 点目ですが、先ほど申し述べました海中への投棄の禁止につきましては、渡島総合振

興局の水産課が現状を重く受けとめ、各漁協へ働きかけた経緯があります。北海道としても食の輸出に力を入れていることから、噴火湾産ホタテの復活を期待しており、渡島と胆振の垣根を超えて大量へい死の原因究明に着手するなど、対策を講じ始めたところです。噴火湾の将来を見据えた中で、湾内の漁協が一枚岩となって問題の解決に向けて取り組む意識や体制が整った際には、湾内の2市6町と連携を図り、北海道と対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○12番（木村俊広君） 現在漁業者の方というか、組合単位でそういうことで陸上処理を行っているわけですが、私が考えていることとして、皆さんそうだと思うのですが、本来こうあるべきだと思っていても、なかなかそれを実行することができない。それを町長が条例化することによって背中を押してあげると。素直にやらなければならないことをしっかりとやるという、そういう意識が働くのかなと。背中を押すという、そういうアクションも1つ必要なのかなと。そしてまた、北海道の条例にする、そういう方向性でできれば進んでもらいたいなと私は思っているわけですが、そこに町長が自分の町でもこういう条例をつくってやっているのだからという、自分も既にやっているのですよ、ですから皆さんも賛同してやってくださいと、そういう意味で自分の町で条例化するという、1つそういうアクションがあれば、町長としても推し進めるためには必要な部分なのかなと、そう考えてのことなのですが、漁業者みずからがそういうことを、各組合が噴火湾全体が一体となってやっていけばいいという、そういうことなのでしょうけれども、漁業者のみではなくて、行政側からもそういうアクションがやはり必要であろうと、私は実はそういうふうに考えてのことなのですが、そういうもろもろのこともちょうと加味しながらもう一度答弁いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

木村議員も大変噴火湾内のホタテ養殖関係の大量へい死について心配されているのは、よくわかります。また、各自治体も同じように、胆振、渡島、両方ともこのまんまいったら自治体のいろんな産業に影響が出るということで、みんなが真剣になって取り組んでいる状況でございます。その中で条例化することによって、もっと厳格な取り締まり、それから自覚を促すという議員の考えも大変前向きで、理解はできます。ですけれども、まず条例つくるのは簡単です。つくったときに、条例について罰則規定やいろんな枠がはめられるということもございします。まずは、そこまでいくよりも、もっと真剣に、これは真面目に真剣にやらないと自分たちの生業が成り立たない状況になる。これはみんなが思っていることで、では何をすればいいのだというのが皆さんわかっていない。そこを条例で縛るということではなくて、自分たちが海を維持、きれいにするのだとか、それから町としてはそれに対する対策としては栄養分の不足も考えられるだろうと。今年から、後ほど整ったときに皆さん方にお示しできる森林環境譲与税の使い道等もございします。山に栄養

分となる樹木を植樹して、そしてそこから噴火湾に対する栄養分の補給を側面的に協力していこうではないかという考えです。これには林活議員連盟のほうでも恐らくかかわる部分が大きくなってくのではないかな、そのように考えております。

一昨年、平成28年、激甚災害に見舞われました。台風10号、そのときにも湾内の漁協、自治体が一体となって、私先頭に立って高橋知事のところに激甚の進言をして、激甚指定をいただいたこともあります。やっぱり危機感を持てばみんなが一枚岩になれると私は信じています。そして、噴渡協、噴火湾渡島海域連絡協議会ももちろん、それから胆振方面の漁業関係者の組織もあります。そういうところで我々もいろいろな発言をしている中では、とにかく同じような発言をして、環境をきちんと整えようということで進んでおりますので、それを本当に末端まで漁業協同組合さんや組織の皆さんが届けていただいて、そして理解いただけるように今後もしばらく努力はしたいと、そのように思っております。

原因究明について、恐らく木村議員も感じておるように、1つではありませんので、みんなができることをきちんと取り組んでいく、そして原因がしっかりわかったときにはそれについてもみんなで取り組むということに考えれば、恐らくみんなが同じ考えで、条例を制定しなくとも正常な状況に戻ると、そのように考えております。今後もこの解決策につきましては最大限努力してまいりますということを申し上げまして、再々答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○12番（木村俊広君） 町長のおっしゃっていることは、ごもつともなことだと思います。ただ、なかなか思っているようには動かないというのが現状でございまして、いかに動かしていくかということになるわけなのですけれども、条例化したからといって、罰則規定を設けるとか、そういうことではないのです。あくまでも背中を押す。一つのきっかけというのですか、そういうことにしていただきたいなというふうに考えているわけですし、今後いろいろな場面で生産者ともお話し合いを持つ機会があると思いますけれども、漁業者は漁業者としてそういうことで進めていかなければならないのですけれども、両輪となって行政も進んでいかなければ話がなかなか進んでいけないという、そういうこともありまして、やらなければならないというふうに思っていることとさせていただきます。

そして、一般的には付着物を沖合で洗浄して、私の解釈で言うと投棄ということになるのですけれども、それが投棄として認められていないこの世の中というのがどうなのかと、そこをしっかりと捉えた中で、これは子供でもわかる理屈だと思うのですけれども、そういうものを大人の理屈で煙に巻くというか、そういうのではなくて、子供たちにもしっかりと胸を張ってこうあるべきだと、そう言える世の中にしていかなければならないと、そういうこともございますので、内浦湾をしっかりと守っていくと、将来にわたって経済活動であり、レジャーであり、いろんな活用ができるような、そういう環境を維持していくという意味でもそういうアクションが必要であろうと考えております。ぜひ先頭に立って

こういうアクションを起こすべきだと私は思っているのですけれども、再度答弁よろしくをお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

先ほども申し上げましたけれども、みんなが何とか正常な状況に戻ってほしいという願いは切実で、私も本当に重く受けとめて、いろいろ取り組んでいる状況です。議員のご提言の条例の制定、後を押すということでございますけれども、これから漁業協同組合総会の時期も迎えます。それから、各種ほかの組織関係も総会を迎えますので、そういう場面、それからまた北海道議会の水産林務委員会でもこの原因究明に対してもう既に取り組んでおりますから、いろんな場面、それからそういった道議会の方々にもご協力をいただきながら、末端の漁業者の方々にそのルールをきちっと守るということを徹底させていきたいなど、そのように考えております。平成28年以降の3年間、これだけ長く影響を受けているというのは恐らく今までで初めてだと思いますから、漁業者の方々も真剣だと、そのように考えて、そしてそれを改善できることを信じて進んでいきたいと、そのように思います。

以上です。

（「リーダー的な存在としてはどうでしょう」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 私は、リーダーにならなくても、湾内がきちんとみんなが考えている理想になればいいなど、そのように考えます。それぞれがみんなリーダーですから、みんなが同じ考えでもって一枚岩になることが大事で、言い出しつpegが誰であってもいいのです。正常な状況に戻ることに対しては最大限の力をつぎ込んでいきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で議席12番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、図書館整備等について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

図書館整備等について。図書館は、平成10年に公民館から現在の場所に移転して、20年以上経過しております。公共施設でありながら、施設借り上げ料を年間300万円の支出をして運営をしている状況をどのように考えていますか。

また、施設の立地条件から道路事情なども悪く、図書館を利用する高齢者の方々など、冬期間は特に不便で、図書館利用を控えているなどのご意見もありますが、どのように捉えているか。

第2次森町総合開発振興計画では、文化センター整備の検討（図書館も含めた）とあるが、いつまでたっても計画の先送りをしているだけで、一向に現状は変わらない状況にあります。近々の課題として、町民の皆様が利用しやすい施設整備など短期的、中期的な計画をどのように考えているか。

教育行政執行方針の中で、図書館機能の整備と充実、蔵書の整備などを図りますとの記

述がありますが、機能の整備と充実とはどういうことか。

また、蔵書について保管スペースも限られて、図書の整備と保管方法についてどのような方法で整理、保管をしているのか。

以上、所見を伺います。

○教育長（増川正志君） 伊藤議員の質問にお答えします。

1点目について、図書館移転当初から施設を借り上げていること、また現在図書館運営に適切な施設が見当たらないことから、当面現施設で運営してまいります。

2点目について、図書館では利用者アンケートを実施しておりますが、立地条件等に関するご意見はありませんでした。しかし、議員指摘の町民の声に一層留意し、冬期間の利用者の安全確保や利便性に努めてまいります。

3点目について、短期的、中期的な計画ですが、第3次森町社会教育振興中期計画の図書館活動に示しております具体的な推進事項をもとに進めていきたいと考えております。

4点目について、町民一人一人の学習を支援するために、蔵書の整備と森町の地域資料の収集、図書情報の発信などの整備と充実に努め、図書館としての機能を高めていきたいと考えております。

5点目について、保管スペースも限られていることから、利用の効率化と管理の適正を図るため、図書の除架と除籍を進めながら、一方で図書や資料、情報の収集に努め、町民一人一人の学習を支援するための整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（伊藤 昇君） それでは、再質問させていただきます。

施設につきましては、駐車場も3台のスペースだけで、なおかつ大型車両ははみ出てしまいます。それから、図書館では活性化広場に駐車して利用してくださいという話をされておりますが、冬期間は除雪もされていないときもあります。横断歩道はありますけれども、丁字路に向かって右側すぐのところにあって、危険だというふう感じたことはありませんか。役場の前から図書館まで歩いて高齢者の方が、またお子さん連れのお母さんが狭い歩道を歩いて利用されるということをどう感じますか。正面玄関の階段は、冬になると氷が張って、とても滑る状況です。教育長は、現状を当然確認していると思います。先ほど正面玄関もありましたけれども、どう感じていますか。対策を考えていると思いますけれども、具体的にどのように考えているかお知らせをいただきたいと思います。

次に、いつもどおり文化センターと併設という計画を森町の振興計画に記載をされていると。先ほど第3次の社会教育中期計画にというお話もありましたけれども、整備計画については触れられていないというふうには私は感じております。ですから、整備をする意欲を感じられません。それから、生涯学習施設単独での考え方も含めて、ふるさと応援基金や過疎債など財源を利用しながら整備するなど、教育委員会として整備計画について各委員から最近のご意見などはなかったのかお尋ねをしたいと思います。

また、本年度の図書の整備ですけれども、ふるさと応援基金を充当して備品購入をしております。本年度です。本来は普通交付税に図書の購入費が算入されておりますけれども、普通交付税の算入額をまず教えてください。

また、特定財源を充当するということは当然臨時的な財源と考えますから、予算を増額して図書を購入するとか、または図書館で考えられている資料のデジタル化事業などに充てるべきではないでしょうか。

それから、図書の部分ですけれども、廃棄している図書は貴重な寄附をされて整備をされている図書もあります。廃棄の基準などの規定はどのようになっていますか、明確にあればお答えをいただきたい。

それから、除籍台帳の整備方法ですけれども、どのようにされているか。

以上、質問させていただきます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

駐車スペース、また正面玄関の滑り等については、私も確認しております。特に活性化広場から図書館へ向かう側はちょうど日陰になって、滑りやすい状況もあることは十分確認しておりますので、職員には除雪、さらには砂をまいて滑らないように十分留意するよう指導しております。また、そういった声もなかなか届いていないものですから、一層今議員指摘されたように今後とも留意して安全確保に努めてまいりたいというふうにして思っております。

文化センター整備のことですけれども、これは第1次の振興開発計画からあった継続課題であります。議員も開発振興計画の性格などは十分ご理解していると思いますので、まずあらゆる森町のあるべき姿とこれからの方向性を示していて、さまざまな分野の施策を示しているところであります。町においても、さまざまな財政の問題、緊急性等を鑑みて優先順位をつけて整備をしていく方針でありますので、いまだ第2次総合振興計画には文化センターの整備の検討というふうにして示しておりますけれども、その検討の時期についてはまだ見通しておりません。そのことは申し上げておきますし、また各委員会からも文化センターの整備については特にご意見はございませんでした。

交付税のところについては、今お示しできませんので、後ほど答弁したいと思います。

図書の整備に当たってですけれども、廃棄と、またデジタル事業ですけれども、デジタル事業の前提には図書館システムの導入が必要になってきます。やみくもにデジタル化していくことが整備ではございませんので、図書館システムもしかるべきときに導入したい

と考えておりますので、今図書館のスペースの確保上から図書の配列、図書番号の整理をして、ラベルの張りかえ等もして、そういった図書館システムの導入ができるような下準備をしているところでございます。

また、除籍についてですけれども、これについては平成5年の規則がありまして、除架、除籍基準がありまして、これに沿って除籍、除架をしているところであります。また、寄贈の図書等についてでございますけれども、これについては図書については寄贈の資料については、寄贈を受けたときは寄贈資料台帳に寄贈者の氏名、寄贈年月日等を記載し、長くその篤志を伝えるものとするとしておりますので、そのようにしているところであります。

以上であります。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） まず、振興計画、その性格的に私も知っているだろうというお話でございますので、それはそれでわかります。ただ、社会教育の中期計画は教育委員会でも発行しているわけですね。そこに一言も文言がないということ、ソフト面しか書いていないですね。それから、先ほど教育長言われました資料のデジタル化事業の推進とあるのですけれども、これ中期計画に明確に書いているのですよ、重点実践内容という内容で。それを知らないというか、それは図書館ができてからという話でないのではないのですか。当然できないというお話で先ほどからありましたので、ですからそのあたりもうちょっと、社会教育施設全般も含めて教育委員会としてもお話をされたほうが私はいいのではないかというふうに思います。

総体をまとめますと、文化センターはまずやらないのだと、今は。図書館整備もしないのだと。そういうようなお話でありました。あと、文化センターの建設基金計上されていると思うのです。これかなりの年数もたっています。文化協会などからの建設の要望などは、近々というか、最近というか、新年度に向けてというか、そういうものはなかったのですか。

それから、社会教育施設、公民館ですとか体育施設など、建設から相当年数がたっている施設があるわけです。本年度は幼稚園の整備ということで一生懸命やられているわけですが、図書館を初め社会教育施設を町民の意見を入れながら年次計画を、実効性のあるものとして計画をやっぱり策定すべきだと私は考えています。そのあたり、もう一度答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

図書館の整備ですけれども、昨年度現施設は外壁の修繕を行って、大変きれいになりました。また、耐震も行っていて、まだまだ当面使えるというふうにして考えておりますので、今あるスペースをどう有効活用するのか、そして町民にどのように利用していただいたら活用できるのかということを重点に進めてまいりたいというふうにして考えております。それが中期計画では図書に親しむ活動の推進にある町民が学習活動しやすい図

書館づくりにつながっていくものだというふうにして、考えて整備を進めております。幸い森町の図書貸出し数は30年度で4万2,894冊で、少しずつ伸びつつあります。ただ、スペースも限られていて、北海道図書館の事務局によると、今のスペースで蔵書はあり余るほどであると、除籍をもっと進めなさいという指導もあって、手にとっていただけない資料については除籍をしないと新しいもの入りませんので、そういった除籍と購入をあわせながら図書整備を使って進めていきたいと思います。

デジタル化については、先ほど申しましたように計画にはございますけれども、まず何よりも図書システムの導入で、どの段階で導入するのか、これについてはまた考えていきたいと思いますが、しかしいずれながらも町民が手にとって利用しやすい図書館を目指すという思いは伊藤議員と同じですので、そういった方向を目指してまいりたいと思います。

また、文化センターの建設の要望については、特に文化協会等、また関係の団体からはございませんでした。また、社会教育施設については、さまざまな分野の施策がありますので、優先順位をもって進めていきたいと、検討も時期も考えていきたいというふうにして思っております。

以上であります。

○議長（野村 洋君） 図書館整備等についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

次に、幼稚園児、保育園児の通園路などについて、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

幼稚園児、保育園児の通園路などについてでございます。5月8日、滋賀県大津市の県道で信号待ちをしていた幼稚園児の列に衝突事故を起こした車両が突っ込む事故がありました。園児や引率の教師13名が病院へ運ばれ、2名の幼稚園児が亡くなるほか、多くの方が重軽傷を負い、今なお治療しているとのこととあります。また、ほかの園児の心の傷や地域が負った深い悲しみははかり知れないだろうと察するところであります。全国ニュースでも何度も報道されていた痛ましい事故でありましたが、幼稚園側は園児に対して車道から離れたところを歩くように指導するなど安全に配慮していたにもかかわらず、起きてしまった想定外と言える事故であったの声や、園児を預かるからにはこのような悲惨な事故の可能性が少しでもあるお散歩や遠足などの園外活動を行うべきではないといった声まで聞かれます。いずれにしても、大きな社会問題となった今回の事故を教訓に、二度とこのようなことが起こらない対策が全国の行政機関や関係団体に求められていると考えます。

森町には公設、民間を合わせて9カ所の幼稚園、保育園があり、多くの園児が通園、園外活動などで道路を歩いている姿を見かけます。小中学校の通学路に比べると、通園路や園外活動に使う道路は対策がおくれぎみであるとの調査結果もあり、園児は保護者の送迎

が前提であることが危険箇所洗い出しをおくらせている一因であると考えられます。町内の幼稚園、保育園の周辺でも以前より危険であると感じられる箇所が数多く存在し、そのほとんどに対策がとられておらず、園児の安全をしっかりと守るためにも新たな認識で調査、対策が必要であります。今まで歩行者を巻き込むような事故が起きていないから安全であるといった認識ではなく、いつ、どこでも事故は起きてしまうといった危機意識高揚とより高次元な対策が早急に求められますので、質問させていただきます。

このたびの事故を受けて、通園路などの危険箇所洗い出しを行ったか。

お散歩などの園外活動に対して見直しを行ったか。

国や道へ安全対策に向けた財政的な支援を求める緊急要望は必要と考えるか。

以上、質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員から幼稚園児、保育園児の通園路などについてというご質問をいただきました。教育長の内容、管轄している幼稚園も入っておりますけれども、私のほうより代表してお答えさせていただきたいと思います。

1点目ですが、保育所につきましては保護者の方が町内の保育所を自由に選択できるようになっております。また、幼稚園については森幼稚園、さわら幼稚園の通園区域は設けておりますが、保育所、幼稚園、いずれも通園範囲が広域であり、経路も多岐にわたるため、通園路は定めておりません。送迎の方法につきましても、自家用車での送り迎えがほとんどでありますので、危険箇所の洗い出しは行っておりませんが、保護者の方に対する注意喚起や職員の安全管理の徹底を図り、事故防止に取り組んでいきたいと考えております。

2点目ですが、このたびの天津市の事故を受け、散歩コースの安全性の再点検や見直しを行うなどの対策を既に講じております。

3点目ですが、危険と思われる箇所は随時修繕するなどの対応をしておりますので、現在のところ緊急要望の必要性はないと認識しておりますが、今後危険な箇所が見受けられる場合は道路管理者などへの要望も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） まず、1点目なのですが、基本的には親御さんが送って幼稚園、保育園に届けるというスタイルなので、あとエリアも広域過ぎて洗い出しようがないというような答弁だったのかなと思うのですが、今回このニュース見て、改めてドライバーとしてハンドルを握ることの責任の大きさというのは私たちドライバーがまず考えなければならないと思うのですが、自分の子供が幼稚園に通園して、自分と母親と送り迎えしていたときのことを思い出してみると、危険だなと感じたところが多く存在していたなというふうに思いました。

一つの事案として聞いてもらいたいのなのですが、町内のとある幼稚園のケースなのですが、保護者が送迎するのですが、送迎の駐車場から幼稚園までちょっと

距離があつて、園児と保護者が徒歩で移動して歩かなければならないと。その移動する車道といいますか、歩道がないのです。保護者や園児が車道を歩かなければならない状態で、先生方が路上に出て見守ってくださっていますけれども、今回の事故のように車両が突っ込むといったことが発生してしまったら、先生方が一生懸命見守ってくださっても被害防ぐことできないのではないのかなと思うのです。それで、想定外で事故が発生してしまったのではなくて、そういう箇所も現にありますので、事前に対策するというのも重要だと思うのですけれども、広域過ぎて洗い出しも行っていないのではなくて、ポイント、ポイントで危険だと思われるようなところはあると思うのですけれども、改めて見直し、洗い出しというのが必要だと思うのですけれども、もしあれでしたら、今の事案も考えながらもう一度洗い出しの必要性についてご答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

町内、道路が通って車が通行できる場所、もしくは２輪車でもそうですけれども、そういう箇所で全く危険がないというところはないと思います。必ずもしかしたら、万が一ということは考えられますので、そういったことで、全く車の歩かないところを園児や、それから小さい子供たちが歩くようにということは、これは将来的に向けても余り私は好ましいものではないと、そのように思います。というのは、一人でちゃんと大人になったら行動できるように、危険を察知してみずから回避できる、そういう学習をさせることできちんとした大人になっていくと、そのように思っております。

町内なのですけれども、登校時、下校時に交通安全指導員の方々がいろんな交差点や横断歩道に立哨をしていただいたり、またほかの地域でも町内会の交通の関係者の方ですとか、そういう方々がところどころに立って、スピードを落とすような啓発活動に取り組んでおります。そういったことで、いろんなところで町内の方々の協力をいただきながら、森の町の中では園児の列に車が突っ込んで事故を起こすとか、そういうことが守られているのかなと、そのように感じております。ですが、河野議員再質問の中でもお話しされていたように、道路を横断しなければいけないとか、そういう箇所は箇所箇所で見受けられる場所がございますので、またそういったときに事故が起きないようにということで、その部分、部分、また幼稚園や保育所に対してそれぞれ検討するべき部分はあるのかなと、そのように思いますけれども、全域をそのようにもう一度見直しをするという、そういう取り組みをするということは今のところちょっと検討課題には考えておりません。

どこにいても歩道に車が進入してこないような、そういうことになるということは町でするだけではなくて、公安ですとか、いろんな警察関係、もしくは道道であれば北海道、それから国道であれば国のほうに要請をして、そしてガードレールを頑丈なものにさせていただくとか、最近でははみ出さないように大きな道路の中にはワイヤロープ、ロープガードにして、それは対向車側にはみ出していかないという対策、園児以外の事故に対してもいろんな対策を立てられていると、そのように思いますので、今回の事故を機に全国的に危険な場所というのは洗い出されると、そのように思っております。町としても、洗い出し

そのものは今と行いうという考えはありませんけれども、先ほど申し上げましたように、各園、それから保育所、そういったところで担当者はもう一度確認をしていただけるように取り計らっていききたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 交通指導員の方々も、通学時間というのですか、朝の時間帯は出て、いろいろ指導、あと通行車両に対する啓蒙なんかもしてくれているのですが、基本的に小学校の周りだけなのです。先ほど私申した幼稚園、保育所、保育所でもちゃんと駐車場があって、園と駐車場がくっついていて、移動するのに車道を歩かなくていいところは全然問題ないと思います。ただ、私今言いたかったのは、例えば路上で子供がおりなければならないですとか、駐車場が離れていて、移動するのに歩道もない車道を園児が歩かなければならないと、そういうところが問題なのではないですかというところを言いたかったのです。最初の質問文にもあるように、小学校、中学校の通学路というのは比較的対策であったり、指導員がいたりというところで対策が進んでいるかと思うのですが、町内の幼稚園、保育所も一部そういうところがちょっと気がついたものですから、言わせていただいていたいました。

通学の際、通園の際の交通安全、園児だけの問題ではないのですけれども、いずれにしても道路の危険箇所というのは地域の住民、近隣の方ですとか、毎日そこを通勤している方ですとか、そういう方が一番よく気がついたりわかったりしているのではないのかなと思うのです。その危険箇所洗い出しのためには住民と協働で行うのが一番よく見えてくるのかなというふうに思っている中で、住民の方も一緒に協力してもらって、ソフト的な対策は指導員も含めて重要だとは思っているのですけれども、しかしもしハード的な対策となれば、住民や幼稚園の先生方や指導員の方々というのは手に負えないようなことになってくるのかなと思うのです。町内の交差点でも、車道と歩道を分離するようなガードレールが設置されているところもたくさんありますけれども、そういうところでも車が接触して壊れているガードレールってあちこちで見ます。もしそこにガードレールがなくて、たまたまそこに歩行者がいたらどうになってしまうのかな。たまたま起きてしまったのが今回の滋賀県での事故だったのかなと思うところです。

そういうところもう一度しっかりと見直しをしていってほしいなというところと、例えばガードレール設置、新たな歩道設置となると財政的な支出も大きくなると思うのですけれども、例えばスクールゾーンの設定をしますとか、そういう別な発想も効果的なのかなと思うのですけれども、その辺もし町長何かお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

ご質問の内容はかなり範囲が広いような感じもいたしますので、最初のご質問にもありましたように、また途中で伺っていると駐車場からすぐに園舎に入れない、そういう箇所

は数カ所町内に見受けられます。メインの道路につきましては、先ほど申し上げましたように交通指導員が小学校や通学の子供たちに対して立哨している中で、保育所に向かう子供たちに対する車両に対する抑制力も働いているのかなと私考えます。ただ、町道に面した駐車場からすぐ行けない、道路を渡らなければ行けないところに対しては、担当の箇所ともいろいろと相談し、もし危険な箇所、それから想定される部分が考えられるのであれば、それに対する対策を講じていきたい、そのように考えております。町道であれば、通園時間通行どめという極端な方法もとれるわけですがございますけれども、生活道路として使われている方々もおりますので、全体のバランスも考えながら安全の確保に努めていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、会計年度任用職員制度導入に当たって、町長の政治姿勢について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、会計年度任用職員制度導入に当たってを行います。

○11番（檀上美緒子君） 一般質問の1つ目に入る前に、一般質問を予定していましたグリーンピア大沼への補助金交付についてが今裁判で争われている内容とは全く異なる補助金交付要綱に基づかない補助金交付を問うているにもかかわらず、裁判を理由に却下され……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、質問を中止してください。

○11番（檀上美緒子君） この件での質問却下がおととしから5回も繰り返されていることに強く抗議し、議員の質問をしっかりと保障することを強く求めます。

では、1点目の質問に入らせていただきます。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、ちょっと中止してください。

一般質問を許可していますので、その前段の却下された抗議とか、そういうのはこの場ではなじみませんから、それは取り消してください。一般質問を議長から許可された場合は、あくまでも先ほど会計年度のこの観点からいっているわけですから、1点目から、そういうことで理解をしていただかなければ、発言をさせませんよ。

○11番（檀上美緒子君） 撤回しろということですか。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、どちらにしても一般質問で議長から許可した場合に、今前段で話されたことというのは取り消しをしていただかないと次の段階に移れませんので。

○11番（檀上美緒子君） 記録に残さないということですか。

○議長（野村 洋君） はい。

○11番（檀上美緒子君） それはいいです。言えたので、よろしいです。

では、1点目に入ります。

○議長（野村 洋君） はっきり取り消しをしますということを言ってください、ここで。

○11番（檀上美緒子君） 取り消すというのはちょっと言いがたい。事実を述べているのであって、それを取り消すという……

○議長（野村 洋君） ここで議論するところではないです。

○11番（檀上美緒子君） だから、議論をするということではなくて、私の思いを、一般質問に臨むに当たって、そういう事実経過があった上でこの場に臨んでいるということを明らかにしたということです。

○議長（野村 洋君） だめです。取り消してください。そして、次の段階であれば発言を一般質問は許可しますが、今の前段を取り消さない限りは質問させられませんから。

○11番（檀上美緒子君） わかりました。

いいですか、それでは1点目に入って。

○議長（野村 洋君） 取り消すということをはっきりとここで発言してください。

○11番（檀上美緒子君） 事実ではありますが、今述べたことについては取り下げます。今の前段でお話しした件につきましては取り下げます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1点目、会計年度任用職員制度導入に当たってお聞きします。

2017年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、来年2020年より臨時、非常勤職員等の制度が改正されます。そして、1、会計年度任用職員、これはフルタイムとパートタイムがありますが、2つ目、臨時的任用職員、常勤職の欠員の場合のみに限定されています。3つ目、特別職非常勤職員、これは専門的知見者による限定職が規定されています。この3つに明確に分類されました。そのうちの会計年度任用職員に該当が最も多く、最も今まで多くの問題を抱えてきた職種ですから、改正の趣旨をしっかりと受けとめた制度改革が必要と思います。改正時の総務省からの通知には、各地方自治体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を前提とすべきであるとしながら、臨時、非常勤職員は増加し、現状において重要な担い手となっていることから、臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められ、今般の改正を行うとしています。しかし、昨年4月1日から民間ではそれまでに5年を超えて臨時、いわば非正規雇用を繰り返し、更新してきた場合、本人の申請で無期雇用に変換できるのに、会計年度任用職員にはその制限がありません。何年働いても単年度の有期雇用のままで済まそうとすればできるということですが、常勤職員が行うべき業務に従事することが明らかに

なった場合は、任期のない常勤職員や任期つき職員の活用を検討する必要があると通知文書に記載されています。

以下質問いたします。

1 点目、同一労働同一賃金に沿って時給や手当の見直しをするべきではありませんか。

2 点目、休日や休暇、休業等で常勤職員との均衡を図るべきではありませんか。

3 点目、常勤同様の業務の場合、常勤か任期つきへ転換を図るべきではありませんか。

制度導入、運用に当たって現場の声をよく聞き、働き方改革として不利益や後退することなく、労働環境改善に寄与するよう見直しをするべきと考えます。町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

今般地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、臨時、非常勤職員の会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされました。当町におきましても、来年4月からの導入に向けて準備を進めているところです。

さて、1 点目ですが、会計年度任用職員制度の導入に当たっては、総務省が示したマニュアルに基づき、学歴、経験年数に応じた初任給の格付や再度の任用の際には、経験を積むことによって仕事の熟練度や能率が上昇することなどを考慮し、昇給を行うなど、現在の勤務条件を下回ることのないよう適切に制度設計を進めているところです。

2 点目ですが、休日につきましては常勤職員と均衡を図るよう制度設計を考えています。休暇、休業につきましては、労働基準法、育児介護休業法等の各法令に基づく適用要件にのっとり、かつ地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、会計年度任用職員制度においては国の非常勤職員との間に均衡を失しないように考慮しなければならないこととなっておりますので、国の非常勤職員と同様に整備することを基本とします。

3 点目ですが、常勤職員が行うべき本格的業務の該当性については、個々の具体的な事例に即して判断するべきであると考えますが、制度設計していく中で常勤職員が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合には、任期の定めのない常勤職員の活用について検討する必要があると考えています。現在臨時職員の従事する業務内容に常勤同様の本格的業務はないと考えておりますので、申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） まず、1 点目にかかわってですけれども、今現在かなりの常勤職員と臨時職員との時給、または日給の差が大きくあるかと思うのです。とりわけ手当支給にかかわっても臨時職員と常勤者との差というのは非常に大きいと思うのです。この3月で議員も幸いにしてというか、手当の部分については3.65から4.4カ月と改善が決ま

っていますけれども、臨時職員の場合は28日ですか、というような形でのごく大きな格差が生じているわけです。そういうような部分にかかわっても、今回昇給の部分についてのお話は町長のほうからお話がありましたが、その単価といいますか、時給なり日給なりの格差の大きな部分、そしてまた手当の支給計算の上での格差是正、とりわけ原則は同一労働同一賃金ということですので、そのあたりの改善についてぜひ検討するべきだと思うのですが、そのあたりについてまず1点目、明確なご答弁をお願いしたいと思います。

それから、2点目ですが、休暇、休業等については国並みにということで、非常にいいことだというふうにして思ってお聞きいたしました。とりわけ私自身が問題として感じているのは、休日扱いの部分なのですが、ここについては閉庁になっているところの勤務にかかわっては問題はないかと思うのですけれども、閉庁にならない例えば病院だとか、さくらの園だとか、そういう部分において休日の取り扱いというのがとりわけ問題が、臨時職員と正規職員の間の中で問題があるのではないかというふうにして考えています。特に臨時職員の場合、基本的には月22日間の勤務日数というような規定になっていますけれども、こういうことからすると週休2日は確保されています。だけれども、祝日だとか、または年末の特別休暇、お正月のそういう部分についてはカウントされないというのがはっきりしているような状況になっているのではないかなと思うのです。数字的にいえば。だけれども、臨時職員の規則によれば、常勤の職員とそういう勤務時間等の部分については適用されるというような規定になっていますから、そういうことからすれば、そういう休日にかかわっても当然保障されなければならない部分だろうと思うのですけれども、その辺がきちんと保障されていない状況というのが現実にあるというような状況ですので、ぜひ今回の改定に当たってはここの部分の不公平も不均衡もぜひとも是正する方向で見直しをするべきではないかというふうにして思っています。

それから、3点目なのですが、具体的事例があればということなのですが、ちょっと私びっくりしたのは、現在の状況としては常勤同様の業務はないと、臨時職員には常勤と同じような業務はさせていないというふうなご答弁だったかと思うのですけれども、それをまず1点確認したいことと、とすれば特に今回は職務の内容や責任の程度について常勤職員と異なるということをはっきりする必要があるだろうと思うのです。私に言わせれば、ほぼ同じような、例えば保育所だとか、先ほど言いましたさくらの園なんかでもそうですけれども、ほぼ常勤の方と同じような労働内容というか、業務内容をしているのではないかなというふうにして思っているのですけれども、そこの中にきちんと明確に臨時職員のあなたはここまで、常勤だからここまでというふうな形で明確に違う業務として指定されているのかどうかということもあわせてお聞かせ願いながら、現状では常勤と臨時が同様の職務をしていることはないというふうにおっしゃられているのかどうかということについてお聞きしたいと思っています。

私は、ですからそういうようなことからいけば、常勤と同じようなことをしているのが現状ではないかなというふうにして思っているものですから、とりわけその部分におい

て定数とのかかわりでいくと、森町の定数条例からいっても十分今言った特に2つを例に挙げましたけれども、その部分においては定数内でありながらも、非正規というか、臨時で雇われている方々が非常に多いので、その部分も含めて考えたときに、もっと常勤というような形で上げるということもぜひこの機会には考えるべきではないかなというふうにして思うのですが、よろしくお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

今この制度は来年の4月1日からの執行に向けて、うちのほうでも鋭意取り組んでおる状況です。もちろん職員組合とのいろんな協議を経ながら進めていることでございますので、その点も議員はもうご理解していらっしゃるかなと、そのように思います。そういう中で、手当の差ですとか、そういうものも今現在多少なりとも差がある中で、業務的なもの等もあるわけでございますけれども、先ほどの1点目の部分については、これは勤務条件、現在の勤務条件を下回らないようにと、その方が意欲的に一生懸命業務に従事していらっしゃる方であれば、当然勤務内容に対する報酬の対価ということでは考えられる部分ではあるのかなと、そのように思います。ただ、全体を通して、そのポジションと申しますか、その職場、職場で判断するわけにはいきませんので、そういう全体の中で最終的な結論を出すということもこれはご理解いただければなど、そのように思います。

また、そういう点でいきますと、2点目の病院やさくらの園の休日ですとか、そういったところなのですが、それについても当然先ほども申しあげました国の非常勤職員との間に、要するに国でも非常勤職員との間に均衡を失しないようにと、不均衡を生じないようにということで、これを考慮しながら進めている状況でございます。

3点目でございますけれども、臨時職員の従事する業務内容、確かに作業内容はほとんど近いものがあると、そのように思います。違いは、責任ある、そういう立場であるかどうか、勤務同様のそういうふうな立場上、責任を持って最終的に万が一あったときには責任をとれる正職員の立場の人間の考え、それから作業の方法、それからいろんな配慮については、やはり臨時職員の方々とは差異があるものと、そのように思っております。そういった作業内容に勤務同様の責任をとらせることまでさせているという、そういう実態は現状にはないと、そのように考えていることを申し上げた次第です。

いずれにしても、来年の4月に向けて、新年度に向けてこの制度設計、まだまだ国のほうでも定まっていない部分もあろうかと思っておりますので、そういう動向も注視しながら、町としても制度を設計することを進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 1点目なのですが、下回らないというのは最低条件ですよ。私が言っているのは、これを契機に、格差が現前としてある状況を幾らかでも縮めていくというような前向きな、それは労働組合の奮闘いかんかなとも思うのですが、町側としての姿勢も同一労働同一賃金という働き方改革ということ、ちょっと眉唾もあ

りますけれども、言葉どおりに捉えれば、やっぱり格差を是正していくという、その立場というか、考え方がとっても大事だろうと思うのです。具体的に言えば、私も今回改めて計算してびっくりしたのですけれども、行政職の一番下の1級1号という行政職です。そこで月14万4,100円なのです。去年の人勧を受けての改正に当たった金額なのですけれども、それでいくと、計算すると時給でいくと約900円、日にちに換算すると7,200円になるのです。だけれども、臨時職員の場合、今現在森町の最低の時給というのは865円です。日給でいくと6,700円なのです。行政職の一番下の方と、臨時職員であれば年齢とか関係なくですよ、今の段階では。何年働こうが最低の、清掃だとか、一般事務補助だとか、介護補助だとかという方々の時給は今言った865円、6,700円という状況なのです。そして、さらに先ほども言ったように、手当の部分でいけば4.4カ月に対して1カ月という状況なのです、計算のカウントが。そういう不均衡を幾らかでも是正するというのを今回の改定に当たって前向きに取り組むべき課題ではないかなというふうにして思うのです。そういう改善する、格差は正に努めるという答弁をぜひいただきたいものと思っています。

それと、2点目の休日の部分なのですけれども、ここでの不均衡もきちんと、私は絶対働かせてはだめだということではないと思うのです。基本的に休日をとるということで、とれない場合には代休措置をとるとかというのが基本だとは思いますが、どうしても人的にそれが難しい場合には休日出勤ということもあり得るだろうと思うのですけれども、そういうときにはきちんとした手当、割り増し賃金で働いていただくと、そういうような形も含めてきちんとした働くことへの保障というのをすべきではないかというふうにして思っているところです。そのあたりについてもぜひお願いします。

それと、3点目の部分なのですけれども、作業内容が同じでも責任あるかどうかというのが違うのだと、責任とらせていないのだというような中身なのですけれども、そうなのかなというふうになる部分はなきにしもあらずですけれども、実際に何かあったときには実際に担当した者の責任というか、負い目というか、ありますよね、同じように。ですから、そういうようなことからいって、同じような仕事内容をしているのであれば、とりわけ先ほど言ったように定数内でやっている部分なので、私はできるだけ定数内の部分については引き上げていく、常勤にしていくという方向性をこの改正に当たってもぜひともやっていくべきだと思いますし、その違いを明確にするのであれば、きちんと働いている人たちにもその旨の違いを、責任感なくていいのだよみたいな形で言っているのかどうかも含めてちょっと確認させていただければと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

賃金については、今現在はいろいろと単価であったり、それから日給であったり、時間給であったり、いろいろな状況がございます。でも、この数年間、それから立場も含めてかなりの職員数改善はされておると私考えております。そういう中で、今後も正職員になりたい。結局賃金の差というのはそういうところに出てまいりますから、正職を希望する方には正職の道をきちんと与えながら、他の部署においても臨時職員を希望する方は臨時

職員として今現在も進んでいる状況です。これは、制度設計によって来年の4月までいろんな希望に沿う場合もありますし、またもう少し考えなければいけないという部分の中にはあるかもしれませんので、最大限の努力はしていきたいなど、そのように思っております。

また、休日でありますけれども、これはその職場、職場と陣容、人数の関係です。そういう関係で、また夜勤があったり、24時間体制の勤務の場所であったりと、これを通常の8時15分から5時15分の勤務とは比較できない部分がありますけれども、これにつきましても全体の制度設計の中でちゃんと満足、満足できるというのは難しいのかもしれない。十分理解できる内容に設計を進めていきたいと、そのように考えております。

最後ですけれども、常勤職員同様という扱いですけれども、一番最初に申し上げましたように、私ども技術職、資格がないとできない、そういうところの職場はどんどん正職員にかえるようにこの数年改善してきました。それでないと技術者の確保ができない、そういう考えからで、これは新しい制度設計の中にも当然考えられて含まれていくと思いますので、そういった関係上は臨時職員のまま条件をよくしてくれというよりも、技術、能力を向上してくれるとその問題は解決すると私は考える次第です。ぜひご相談されてきている職員の皆さんに、みずからの技術をアップして、そして同じ仕事でも時間短く作業を速くできると、そういうことをしていただけるように議員からも提言していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 会計年度任用職員制度導入に当たってを終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、町長の政治姿勢についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、2問目お願いいたします。

町長の政治姿勢について。昨年から噴火湾でのホタテの大量死が問題となり、その原因や対応、救援等について漁業者と漁業協同組合は当事者としてももちろんのこと、国、道、町とあらゆる機関で知恵と力を合わせて解決に向けて努力をしていかなければならない状況下と言えます。しかし、こうした中で信じられないような発言が町長からあったとの話を耳にし、その言動の真偽とあわせ、町長の政治姿勢について伺います。

4月27日の桜まつりのオープニングに当たり来町された衆議院議員に対して、要らないことはしなくていいという類いのことを言われたのは事実なのですか。事実とすれば、どのような意図なのですか。町長の政治姿勢として、町民第一の考えのもと、関係者全ての

力を引き出し、協力を仰ぎ、町政の前進、町民の暮らしの向上を図るべきと考えます。その点から、衆議院議員へのこのたびの発言はいかがかと思わざるを得ません。明確な答弁と町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

私は、就任してから町民の幸せを願い、町の懸案事項を初め、あらゆる課題解決に向けた取り組みに努めております。このたびの質問は、私も不思議な内容と思っています。噴火湾のホタテ養殖に対する問題については、昨年の秋以降、湾内の漁業協同組合や自治体はもちろんのこと、道、国を初め、あらゆる方々の力をおかりして、2月にはご存じのように北海道議会水産林務委員会が噴火湾ホタテガイへい死対策会議を正式に設置し、担当者レベルの協議を行い、原因の究明を初め、政策に取り組んでいるところです。

議員が信じられないと言われているように、ホタテ大量へい死についてそのような発言はしておりません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） していませんと明言されたことで1つは安心する部分があるのですけれども、先ほどの行政報告の中でも町長のほうから、衆議院議員が来町されていたということはお話しされましたけれども、そういうようなことで、まず事実として来られた議員と個人的にホタテの問題について話された機会があったのかどうかという点について、まず内容はともかくとして話す機会があったのかどうかということも1つ確認させていただければと思います。一切そういう問題について話をしていないということなのか、または何らかの形で、要らないことはしなくてもいいみたいな類いの話はしていないけれども、この問題にかかわって何らかの話がされているのかどうかというあたりについてまず確認させていただければと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時17分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

檀上議員、今までの前例からいって再質問なしに再々質問という扱いはありませんので、この件は却下いたしますから。

○11番（檀上美緒子君） それはひどいではないですか。それはひど過ぎると思うのですけれども。

○議長（野村 洋君） そのように議長として判断いたしましたので、そのように通告をさせていただきますので。

○11番（檀上美緒子君） それは余りにも一方的だと思うのですけれども、事実確認が当

事者同士できちんと話ししていればいいですけども、片方の言い方しかされていないわけで、私自身もう一方の当事者からきちんと話を聞いているわけで、そこで……

○議長（野村 洋君） 今休憩していませんから。

○11番（檀上美緒子君） 認められないと思うのです。

（「虚偽の答弁をしたという話ですか」の声あり）

○11番（檀上美緒子君） 虚偽とは言っていないけれども、一方の一方的な当事者の意向だけでもって、それで終了させるというのはいかがなものですか。相手がどう受け取るかによって、いじめと同じ。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、静粛をお願いします。

○11番（檀上美緒子君） いじめも、いじめた側がいじめだという意識がなくても、やられたほうがいじめだと思ったら、いじめだと認定されるわけ。この問題も相手が言っていないと言っても、受けた側……

○議長（野村 洋君） 休憩中でないですよ、檀上議員。

○11番（檀上美緒子君） 受け取ったという思いが残っているわけでしょう。それをきちっと……

○議長（野村 洋君） 議事進行いたしますので、協力お願いいたします。

○11番（檀上美緒子君） ですから、認めてほしいです。

○議長（野村 洋君） 先ほど言ったとおりでございますので。

○11番（檀上美緒子君） そうしたら、素直に退場したいと思います。非常に問題がある議会だということを言って、以上で終わります。

○議長（野村 洋君） 以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、森町公式ホームページ、SNS等について、森町のふるさと納税について、幼稚園、小中一貫教育と中学校区について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

まず初めに、森町公式ホームページ、SNS等についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1つ目、森町公式ホームページ、SNS等についてということで質問させていただきます。森町では、平成12年に公式ホームページを開設して以来、公式ユーチューブ、公式フェイスブック、そしてライン、ツイッター、インスタグラムの公式アカウントを開設しています。そして、観光や災害情報などさまざまな分野の行政情報を町民を含めて日本国内、世界にリアルタイムに発信し、森町の広報活動の重要なものとして位置づけられております。ところが、森町の観光情報などを検索すると、その情報量が少ないことから、知りたい情報が掲載されていないことに驚かされてしまいます。第2次森町総合開発振興計画や関連する下位計画である森町情報化推進計画において、観光情報などの積極的な発信や情報発信できる人材の育成をすることとしております。

しかし、現状では公式ホームページなどの行政情報の発信量が不足している状態であり、この状況を町長はどのように認識しているのかをお聞きします。

また、公式ホームページなどの更新管理がどのように行われているのか、問題点は何かをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

森町公式ホームページについては、平成12年10月に開設し、28年4月より企画振興課広報広聴係が主として管理運営を担い、記事の掲載依頼を受ける都度更新業務を行っております。しかし、現在では多くの担当課において所管の情報をより早く更新、周知できるよう、企画振興課と連携し、進めているところです。昨年は、月平均58件ほどの情報が掲載され、前年と比べても約3倍の伸びを示しております。また、ホームページの閲覧数についても平成25年度より年々増加傾向にあることも踏まえ、今後も管理運営部署と所管課が連携を密にし、必要な行政情報をスピーディーに更新できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 閲覧数が多いからといって情報量が多いとかという話ではないのだと思います。今の話だと現状のままで十分なのだという話と受け取れますが、本当にそうなのですか。例えば情報量が少ない。今回の観光情報のところに絞った形にはなってしまうのですが、桜まつりの情報というのは一切ないです。日程だけしか、写真1枚載っかっていない、今年の写真。去年も載っかっていないはずですよ。そういうようなホームページのつくり方なりSNSの情報の発信の仕方というのは、あり得ないなと思います。それで満足しているという状態であれば、ちょっと納得できないというか、おかしいのではないかなと思います。さらにまだ言いますと、例えばフラワーロードの問題についてもあります。花いっぱい運動の2014年4月29日が最終更新になっています。そして、写真とか載っかってますよね。その後どういう状態になっているかというのは毎年毎年必要なわけですよ、見る側としては。例えばラベンダーが摘み取れるようになっているというような書き方しているわけです。実際はそれはできないですよ、なくなっていますから。だから、そういうようなことを考えれば、情報を必要としている人間が見て、要するにその情報載っかっているということなのです。そういう状態を続けていていいのですか。今の答弁だと全くこのままでいいのだという話になってしまうので、その辺考え直したほうがよろしいのではないかと思います。

さらに、今回70回の記念すべき桜まつりについてなのですが、来場者数は14万9,600人と過去最高を記録したと言われています。さらに新しいことをやっていて、これは実行委員長が仕掛けているのだと思いますけれども、コスプレを利用したツイッターとかの閲覧数なり情報発信量というのはすごいわけです。そこからすると、それというのは町のほうは全く関係ない。観光協会のツイッターの中で情報発信しているわけです。町のほうは何もやっていないですよ。その辺どうなっているのか再度お聞きします。

さらに、公式ホームページの管理運営要綱というのが平成25年4月1日付で訓令第11号として出されています。その中でどういうふうになっているかということ、統括管理者とい

うのが設置されています。それは、総務課長が充てられているわけです。さらに、各課ごとの統括担当者とか、更新する人員を投稿担当者というのに指名しながらやられているわけです。それが全く機能していないということなのですよ、今の状況というのは。だから、その責任というのは誰にあるのですかということ。総務課長にあるのですか。責任者なわけですから、統括する。その辺が全体を見てこの情報が不足だとかどうのこうのというのを統括していく責任というのは、管理する責任というのは総務課長にあるのだと私は思うわけです。さらに、そういうことが情報が発信されていないということは、これに書いている要綱自体守られていないのだと、要するに規則違反を犯しているのではないですかということになってしまうわけです。だから、その辺どうお考えになっているのかお聞きします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

今全国的にもホームページやInstagram、SNSを通じながら地域の情報を発信するというのは至極当たり前の状況にはなっております。そういう中で、森町も町役場のホームページ、また観光協会のホームページがあったり、それぞれ違う団体のホームページがあったりして、そういう情報の中で町もこの構築を図り、更新を図っているわけですが、いろいろな情報の量、それから見たい情報によっては、議員ご指摘のように写真がすぐ載っかっていないというようなことも時にはあるかもしれません。ただ、情報量としては、データとして非常に膨大なものになったり、また発付するためには、ただ写真を載せるだけではない。一応記事を収録したり、いろいろな内容、事前の準備が必要かなと、そのようにも考えております。先ほども申し上げましたけれども、徐々に徐々にと申しますか、一気に増やす、そういったことも人数を投入してやれば可能かもしれませんが、町の作業としてホームページのアップも確かに仕事の一つです。しかし、それ以外にイベントを支えていく、そういう応援体制を構築するのも町の体制ですから、そういったことを充実させながら、バランスをとりながら、さらに内容を充実させていきたいと、そのように考えております。

そしてまた、ホームページの統括管理者ですけれども、総務課長を中心にしてずっと指示を出し、更新をしてまいりました。先ほどの第1問目の答弁で申し上げましたけれども、今企画振興課が主としてその業務を担っております。総務課長から統括管理者は企画振興課に変更しているところです。そういったところも含めて、そして連携をきちんとしながら、また必要な情報、町のホームページの中で全てを網羅できるような形、当然できるものはできますけれども、今私どもでホームページだけで情報を発信しているわけではございません。もちろんホームページを見る環境にない方々もたくさんおりますので、そちらのほうの情報提供も含めて総合的に考えて進めていきたい、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） まず、企画振興課長のほうに移っている。それ変えていないですよ、要綱自体。今の町長の発言だと、もう総務課長から外れているのだと。それでは、この見直しをかけていないということです。どっちなのですか。変えているのですか。今の話では完全にそうになっているから、そっちに責任が移っているのだという話を言いました。本当にそうなのですか。変えていないですよ。要綱を25年7月1日に変えたという話、その後いつ変えたか。変えたのはいつですか、それを教えてください、まず。

それと、よく言われるのですが、ほかのホームページのほうの活用というのは全然なされていない。情報を見る人が少ないから、そっちは手を抜いてもいいのだみたいな話をよく言うのですが、先ほど最初のほかの議員の人の質問の答弁の中でツイッターの話とか、そういうような話をしていますよね。そういう新たな情報発信を認めていながら、そういう言い方というのはないのではないですか。ホームページはホームページで、当然同じ力の配分でやっていかなければならない。さらに、閲覧数もどんどん増えていると言ったではないですか、先ほど。閲覧数が増えているのに、あたかもそればかりではないから、それを手を抜いてもいいみたいな話をすると、そんな状態で本当の情報発信する気があるのですかというふうに思ってしまうのですが、それよりもホームページについてということと管理状況が全くなされていないということが今回はっきりしたわけです。そして、問題点が一体何なのか、人材不足なのか、人手不足なのか。その辺最初の質問で言っているのだけれども、答えていないのです。何が問題なのですか。それができない。要綱どおりにやっていない。先ほど言いましたように、要するに規則違反をやっている状態なのですよ、今の状態というのは。それを見逃しておいて、そっちのほう手を抜いてもいいような話というのはならないのだと思いますけれども、その辺再度お聞きします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問をいただきました。お答えしたいと思います。

まず、総務課長から企画振興課長に移るというのは、今現在進めている状況です。後ほど要綱の変更でもって対するよう、間もなく変わると思います。

また、ホームページの閲覧等につきまして記事の内容ですけれども、これについては閲覧数も増えてきて、そしてリアルタイムに情報は出したい。手抜きをするという言葉では、そういうことではなくて、人数を増やしたからそれが充実するわけでも、専門職というのは正直役場にはおらないわけで、いろんな事務とそういう作業を兼務している状況ですから、そのとき1年を通じて力を入れなければならないところ、そしてまた少し情報がおくれる場合、そういうことは、これは仕方のない部分だなと、そのように私は思っております。また、100%議員の要求されるような形というのはなかなか今までも難しいのかなと思いますけれども、それに近いようなバランスをとりながら、広報の内容の編集ですとか、またある課によっては違う重要な課題を持ちながら、ホームページを全く活用していない、そういったところもあります。それでも肝心なことが決まったり、いろんなことはホームページ上に載せたり、広報で町民みんなに全戸に周知したりということで、基本的には町の情報源というのはホームページではなくて町広報によって全ての家庭に届くということ

が基本ですから、そこも踏まえてバランスが大事かなと、そのように思っております。ですけれども、このままで十分というような考えは私も持っておりませんし、担当課についても日々いろんな勉強をしながら、そして横の連携もとりながら努めておりますので、どうか今後ともご指導いただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町公式ホームページ、SNS等についてを終わります。

次に、森町のふるさと納税についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。森町のふるさと納税についてということで質問させていただきます。

地方出身者が故郷に貢献するという趣旨で2008年度に始まったふるさと納税は、豪華な返礼品で競って寄附を促す自治体も出てきたために、総務省は返礼品の調達費が寄附額の3割以下や地場産品とするよう求めていましたが、一部自治体が応じなかったために、新制度で返礼品の基準（返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限定し、認可制とした）を法制化し、守らない自治を制度から外すということにしました。新聞報道によれば、2018年度に道内最多とされる約59億円の寄附を集めた渡島管内森町は、タラバガニやホタテなどの返礼品が人気だ。だが、寄附額に占める調達費の割合である返礼率は最大で5割を上回った。外国産のカニなど一部は、町内で加工もされずに、地場産品ではなかった。さらに、1月中旬に返礼率を3割以下にするなど商品構成を見直すと3月の寄附額は4,860万円と前年同月より3割減少した。担当者は別のPR方法を考えるしかないと話したとされ、森町は認可されたが、対象期間が今年の9月末までに限定されてしまいました。

そこで、以下5点についてお聞きいたします。

まず1つ目に、森町の平成31年度予算においてふるさと納税の寄附金を10億円ほど見込んでいますが、どの程度これによって影響があると認識しているのか。

2つ目に、10月以降のふるさと納税制度利用の認可の見通しはあるのか。

3つ目に、先を見込んで返礼品を発注したため発生した業者の過剰在庫は解消されたのですか。

4つ目に、返礼品の一部が地場産品ではなかったと指摘されているが、業者に対する指導は適切であったのか。

最後に、担当者が言う別なPR方法とは具体的に何なのか質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

1点目ですが、6月からは総務省通知の告示内容に従い、調達率が寄附額の3割以下という基準のほか、募集経費を寄附額の5割以下にすることという基準が設けられ、同じ返礼品でも寄附金額が引き上がることとなるため、影響額の見込みについては予想できないと考えております。

2点目ですが、認可を受けるためには総務省へ再度申請書を提出する必要がありますので、7月に認可に向けて申請をしてまいります。

3点目の町内事業者の在庫状況に関しては、解消されたと伺っております。

4点目ですが、これまでは具体的な地場産品の定義が示されておりました。このたび総務省より地場産品の定義が具体的に示された結果、一部返礼品が地場産品の定義から外れることとなりました。町内事業者へは、総務省の告示に基づき適切な指導を実施済みです。

5点目ですが、総務省より、返礼品を強調した宣伝広告を行わないことと基準が設けられました。そのため、ポータルサイトに表示されている返礼品についてお得やわけりなどの表現が禁止されたため、適正な表現にしていくものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 1つ目のどうなるかというのは、この影響はわからないのだという話なのですが、それいつごろわかるのですか、見通しがつくのは。10月以降がどうなるかという、全く変わる話なので、それはある程度わかるのですが、それにしても10億、相当一般財源として使う予定でいますよね。それをどうやって、もし10億なかった場合穴埋めしていくのかなというふうに思っています。まず、その辺どうお考えになっているのかです。

それと、この質問を出した後にテレビの放送で出た中で、そんなのあるのかなと思って、わからなかったのですが、イエローカードが出たのだと、その後特集組まれた番組の中で森町の商工観光の課長が出て、インタビュー受けてやっていたのですが、その中で言っていることが、外される可能性があると当初から心配していたわけですね。11月まででしたっけ、3割以下にしろという指導入っている中でまだ続けたというのは、さらにその中にアマゾンの10%のギフト券もつけていたのだと。それはどういうことなのか。確かにほかの町でアマゾンのギフトをつけて、5割以下のものに対して10%。5割、そしてさらに10%上乗せしたことをやっていたわけですね。それを放送で見て、えっと思って、そこまでやっていたということは、そのときからもう既に外されることを心配しながら、10%上乗せでできるだけ12月まで集めてしまおうという考えでやったのかなと思うわけです。その判断をしたのですか。そういう判断で10%上乗せをしたのか、その辺をちょっと聞きたいのです。というのは、そこまでやっただけで、業者の過剰在庫をなくするために、先ほどの答弁で過剰在庫はなくなったのだという話で、それはいいことなのですが、その影響が見通しも立たない中でそこまでやってしまったというのは、もし万が一それが10億円なかった場合、その責任誰とるのですかという話なのですよ、そうなった場合に。その辺の見通しもしていなかったのかなと思って、再度その辺も聞きたいと思います。

それと、別なPR方法という話で言っていたのはやり方の問題ではないですよ。今後ふるさと納税を多くの国民からしてもらおうのに、その方法を考えなければならないのではないですか。例えば森の場合、テレビ番組見ていると、何人も見ているわけですが、何に使ったのですかというのを聞かれて答えに困っているわけですよ、担当者が。ということ

は、ほかの町ではこういうものに使うという重点的なものがあるわけです。森の場合そういうのがないわけで、どう考えてもそういうことが出てこない。だから、そういうことも一つの方法なのだと思うのです。今後その辺のことも含めて、PRの仕方というか、森町はこういうものに使いたいので、それではお願いしますというPRの方法に変えていくべきなのではないかと思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

一応新年度、この年度もふるさと納税に対して予定額は提示させていただいております。ですけれども、その影響額、今回のことについて、私ども正直今までのように多く来るものか、もしくはこれが全く減額というか、反応がなくなるのか、これについては、先ほども申し上げましたけれども、正直予測できません。これについては、私どもだけではなく、全国のふるさと納税を扱っている自治体リセットされたら、そういうふうには私は思っております。そういう中で、今後予測できませんけれども、いろんな努力を重ねて、そして認可されるように、そして今再度、期間は短い森町の状況ですけれども、その影響についても、当然年度末が、12月が一番寄附額が多いわけですから、12月までふるさと納税を扱えるという状況でないと正直どのような状況になるかというのは予測できませんので、これが認可がされないというふうな状況になったときには予算には結構大きな影響出てくるのではないかなと、そのように考えます。

そして、その中のアマゾンのギフト券、一時期何かキャンペーンのようにして短期間扱っていたようです。それについては、企業のほうでもそういうものを取り組みたいということで、地域連携して取り組んだようです。それについては、拒否する理由というのは見当たりませんので、町としてもそれについては問題なしとして一時期取り扱ったようであります。そしてまた、そういったことが最終的にはふるさと納税、当然地場産業の育成にもつながるということで、経済の活性化に非常にいいわけですが、それ以外の手数料全て引いた後の残りというのは町としては一般財源としていろいろと活用できる。この辺は、議員の皆さん方にも何回もご説明申し上げておりますので、ご理解いただいているのかなと、そのように思いますけれども、その途中、今までのご意見の中では1カ所に、議員も申し上げておりましたように、重点的に使うということで募集をかけたかどうかと、そういうご意見も過去にいただきました。しかし、万が一ふるさと納税がゼロになった場合に、その事業が実施できないことになります。ということから、森町ではそのようなリスクを最低にするために、不足部分だけに全域にわたって、教育、子育てから社会保障、そういったもの全域に対して補充をしている、そういう使い方をさせていただいております。

こういったことで、まだはっきりしていない部分はたくさんありますけれども、とりあえず6月1日からのふるさと納税の対象としては森町も認めていただいたということで、中身については新しい基準で該当にならない商品も出てまいりましたけれども、まだまだ企業はいろんな工夫をして新しい商品やもっと魅力的なものを開発していると思いますの

で、そこと含め、私たちは許可がきちんと次の段階にも進めるように、担当者、そして私も中央に赴いたときですとか、町村会、全国のそういう組織を通じながら要請をしてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 先日、葬儀がありまして、火葬場に行って、札幌から来ていた親族の人がここのトイレ一体何なのという話が出ました。その中で、ふるさと納税何に使っているのという話、それで直したらいいのではないのという話になってしまうわけです。それは、多くの町民が思っていることです。何に使われたかわからないからです。そこなのです、問題は。説明を町民はできないのです。議員の人たちも、知っていながら、森の何に使われているなんていうのは答えることができない。担当者も答えることができないのではないですか。だから、そこなのです。先ほどPRの問題のことで考えてほしいというのは、重点的なものが少なくても、外に向かって言える、町民に説明できるものを挙げてほしいのです。町長は、ここに使っていますよということを言えるもの何がありますか。この部分ですというふうに言えるものありますか。それがあつたら聞かせてもらいたいということと、みんな今回6月からは一斉に同じラインに立ったわけですよね、今度は地場産品なり、3割以下にすると。同じ条件なわけです。そしたら、森のふるさと納税が今まで50億、道内一番まで集まったというのは何で集まったと思っていますか。産品ですか、産品がよかったからだと思っているのか、それともたまたまほかがやっていないから、5割以上だったから、それで集まったというふうに、多分大方はそういう見方が多いのだと思います。けれども、実際森町の商品の魅力をもっと高める必要があるということからすれば、PR、業者の人は当然一生懸命新しい商品開発、先ほど町長言いましたけれども、商品開発もしてもらわなければならない。そんな中でやっていかなければならないわけです。だから、その辺の部分も踏まえると、PRというか、その辺を再度考え直していったほうがよろしいかと思うのですが、最後にそれを聞いて終わります。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

議員のところは何に使っているのかということでご質問があつたということでもありますけれども、本当に幅広く使っている中では、幼児教育の無償化ですとか、各認定保育所への補助金、そういう子育て支援にはかなりの額を利用させていただいています。また、いろんな事業に対して不足部分、当然国の補助等もいただいたりして、それから過疎債を充当しているところもありますけれども、それでもなおかつ不足部分があつたりということで、いろいろと利用させていただいている部分がございます。

そしてまた、どうしてこんなに集まったのかということで、一昨年、北海道内でも6番目だったかな、そういう上位に入りました。それだけの魅力的な商品があつて、とられた方々が質の高さ、それから物のよさというのを理解してくれたのかなと。こういう時代ですから、SNS、インターネットを使ったり、ほかの通信手段でもって一人がいいよとい

うふうにされるとネズミ算式に全国に広がってまいります。新聞やインターネットに昨年名前が公表されたときにも、その翌日あたりの金額が反応してすごいんですね、寄附額が。そういうことで、今現在の通信情報環境が我が町のふるさと納税にも非常に効果があったのだなと思って、私は感謝しております。ただし、一度来て、その商品、例えば魅力的な商品受け取られても、質が悪ければ、そこからはいい伝達方法というのがなく、最終的には少なくなっていくのではないかなと思いますけれども、そういうことには心配は要らないほど我が町の企業さんは一生懸命商品開発やパッケージング、いろんなことで努力されております。町でもそういうところには協力していきたいと今後も思っておりますし、これから魅力的な商品を町から全国に発信する。そういうことで町が経済の活性化や振興につながるのであれば、とにかくふるさと納税制度を活用できるような体制づくりを今後もつくって進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町のふるさと納税についてを終わります。

次に、幼稚園、小中一貫教育と中学校区についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、3問目をさせていただきます。幼稚園、小中一貫教育と中学校区についてということで質問いたします。

平成31年度教育行政執行方針の中で、幼稚園、小中学校を通じて子供の発達と育ちをつなぐ連続性のある教育課程の整備をし、質の高い幼児教育を土台とし、森、砂原各中学校区において義務教育9年間の一貫した系統性、連続性のある教育課程を構築するために2020年度に小一貫教育を取り入れるとしています。ここから読み取ることができることは、さわら幼稚園建設が決定した今、幼稚園を含めた小中一貫教育を推進していくものと理解され、現在の砂原中学、森中学の2つの中学校区、すなわち旧砂原町、旧森町という合併前の枠の中で固定的に捉えようとしていると思われが、いかがでしょうか。

人口減少が続く中、森町を一つの中学校区と捉える必要が近い将来予測されることから、学区統合の障害になるものと考えますが、いかがでしょうか。

また、さわら幼稚園に学区があるとすれば、森町全体を一つの学区として捉え、全町から園児を募集する考えがあるのかどうかお聞きいたします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

森中学校区、砂原中学校区において義務教育9年間の一貫した系統性、連続性を踏まえた森町小中一貫教育を導入し、子供たちにこれからの予測困難な社会をたくましく生きるための学び続ける力を育てまいりたいと考えます。しかし、両中学校区を旧態依然のままに固定的に捉えることはできるものではありません。また、将来の障害になることも考えられません。さわら幼稚園の改築は安全を確保する上での移転改築であることから、これまで同様森町立幼稚園通園区域を基準として募集してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 障害にならないのだという話なのですが、将来的に学区という考えではなくて、幼稚園も含め、中学校は1つずつあるのですが、それを1つにする可能性もあるという考えでよろしいのですか、まずその辺確認したいと思います。

それと、小学校については砂原地区に1つ、森ではまだ5校、6校あるわけですが、前にその辺の統廃合の話で質問したことはあるのですが、そこからしてもその前段としては小学校をそれぞれ1つにするという考えではあるのでしょうかけれども、現在幼稚園が森に1つ、砂原に1つという話なので、そこから見るとどうしても一つの学区として捉えているのだと私思うわけです。その中で一貫した教育を行っていきたいという形で考えているのかなというふうに考えているのですが、見通しとしては、私その辺人口の動態については調べないでしまったのですけれども、どうなのですか、見通しとしては。何年後をめどにして一つのものにせざるを得ない状況になるのだと予測しているのでしょうか、その辺を。その辺をまず聞きたいのですが、それと幼稚園、小中と高校も一つの、町からかなり補助金というか、助成をしていますから、全く関係ないということにはならないのだと思うのですけれども、高校も含めた形で、趣旨とはちょっと外れる部分ですが、中学校区ということを考えた場合に、1つにした場合当然それも含めた考えもしていかなければ、視野に入れた中で考えていかなければならない時期が来るのかなと私思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えしますけれども、まず議員の学区という捉え方がなかなか理解できないでいました。というのは、学区、いわゆる校区、通学区域というのは学校教育施行令によって、それに従って町で決めているわけです。そして、管理規則では、区域に2つの小学校または中学校がある場合は就学指定をかけなければならないと、これがいわゆる通学区域になります。だから、これで縛られるものではないのです。だから、これからいつ1つになるかということは、これは当面予想もできませんし、児童生徒数の推移によって変わってくるものでありますから、その推移によって通学区域を変えることだけで済むことですので、それほど障害だとか、そういうことは全く考慮しなくても構わないというふうにして考えています。

もう一つ、高校の件ですけれども、今進めようしているのは、執行方針で述べましたけれども、これは学習指導要領にも幼稚園教育要領にも示されているのですけれども、幼稚園においては小学校との接続をよくして、例えば小学校に上がったときの段差を少なくする。これが1つです。これは、非常に課題です。もう一つは、小学校と中学校の接続を円滑にして、中1ギャップだとか、不登校だとか、学力向上していく、これが小中一貫教育。幼稚園と小学校を結ぶのはスタートカリキュラムといって、私どもはまず幼稚園と小学校の接続のスタートカリキュラムを進めようと思っています。そして、今執行方針でも述べましたように、森町の小中一貫教育を進めてまいります。そして、議員の質問のあった高校についてですけれども、これについてもできる限り連携していきたい。町にある高校でするので、中学校と高校、または小学校、中学校、高校と連携していくことは当然のことで

3点目の噴火湾の環境問題は、国際的な問題でもあると考えております。海岸ごみにつきましては、以前にもお答えしておりますとおり、森町だけでも海岸線が約33キロメートルもあり、現在漂着しているものを回収するには分別や処分に係る費用が非常にかさむことから、現実的ではありません。このため、これ以上増えることのないよう、啓蒙、啓発に努めてまいりたいと思っております。また、水質の悪化につきましては、ホタテ付着物の海中投棄といった湾内共通の課題もあることから、漁業者自身の自主的な意識改革が必要であると考えております。なお、詳細につきましては議員の皆様には後日説明する準備をしておりますが、今年度から各自治体に森林環境譲与税が新たに交付され、森林整備を推進していくことが義務化されました。噴火湾は、沿岸自治体の基幹産業を担う共有財産でもありますので、海づくりは森づくりと言われるように、川上から川下までの連携と自治体間の連携を図りながら、長期的な視野に立って環境問題に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 先ほどの同僚議員の木村議員の質問とも重なる部分があるかと思えますけれども、もし話の中で重なったらご容赦願いたいと思いますが、恐らく、私の推測ですけれども、原因がわからない、わからないと言っていますけれども、本当に原因がわからないのか。わからないようにしているのか、発表したくないのかという問題も実はあるかと思うのです。なかなか言えない、直接的には言えない部分も当然あるでしょうし、そこは当然経済と産業と大人同士の付き合いの中の問題でもございますから、いきなり何が悪いとかという言葉にはなかなか出しづらいというようなことが現実にはあるかと思いますが、私たち人間が汚した以上は現役世代がやっぱり解決していかなければならぬというのは、これは大前提だと思うのです。これは、先ほど町長触れられましたように、世界的に今マイクロプラスチックごみが話題になっておりますし、本当に世界中で取り組んでいかなければならぬ課題でもありますし、ここにも書いておりますように、森町単独で解決できる問題ではないということは重々承知しているつもりなのです。私も直接的な当事者ではない場所に住んでおりますけれども、だからといって傍観するわけにはもちろんいきません。私たちが誰かに紹介するときは、ここが私たちの町です、私たちの海ですと言って紹介しますし、森町の10年計画ですか、にもありますように、海と緑の理想郷を目指していかなければならないわけですから、当然そこは全ての人たちがかわっていかねばならないという前提で私はお尋ねしたわけでございます。

それで、今まで何回か質問した経緯がございます、この海岸のごみにつきましては。1つお聞きしたいのは、海岸漂着物処理推進事業というのがあるというふうにお聞きしたのですけれども、これは町から道に申請していくというような内容だそうでございますけれども、当然費用がかかります。その処理につきましても、これは恐らく半端なものではないだろうというふうに思うのです。そういった事業にこれまでに取り組もうという計画がなされたのかどうかをまず1つはお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの木村議員の質問とも重なってくる部分でもございますけれども、町長にリーダーシップをとっていただきたい、リーダーになっていただきたいというのは、私もそれは同じ思いなのです。この町で生まれた町長でございます。それは、町長にごみの責任があるという意味ではございませんが、毎年行われております陸上でのクリーン作戦と同じように、ごみを捨てない人たちがごみを拾っていかなければならぬというような何とも皮肉な今の時代だと思うのです。それはそれ相当の効果もあると思っておりますし、海岸ごみにしても海岸の汚れにしても、直接的には漁業者や漁協等が主体的に取り組んでいくというのが当たり前の話であろうかと思っておりますけれども、でない人もやはり取り組んでいかなければならぬだろうという思いはすごく強く持っております。そのためには、やはり町長にリーダーシップをとっていただきたい。リーダーになっていただきたいという思いが強いのです。まして、何回も言いますように森町単独ではこれは解決できない問題であろうというようなことは誰もが容易に考えることができるわけですが、とにかくのろしを上げていただきたい、こんなふうに思うのですけれども、海岸漂着物処理推進事業と町長のリーダーとして取り組んでいくぞという勢いをもう一度伺いたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました木村議員の答弁とも若干重なる部分出てくるかもしれませんが、その点は同じ噴火湾を心配されるということでご理解をいただきたいなと、そのように願っております。

まず、ホタテのへい死と申しますか、生産が極端に落ちたというのは、これは原因は1つではないというふうに皆さん誰しも理解していただくと、そのように思います。そういうふうにして、先ほど申し上げましたような原因もあったり、また平成28年から、今まで台風がこの噴火湾まで直撃するほど来たということはないのです。平成28年から毎年連続で台風が湾内に、もしくは直近を通過して、その風に影響される潮の流れ、倒木、いろんなものが原因として重なっておりますので、これを特定して1つということの答えが出ない。出していけないということは、大変質問に対する答弁としては失礼なのかもしれませんが、その点をご理解いただきながら、みんなはそれぞれの立場で、それからそれぞれの持ち場でできること、ひょっとしてこれが原因ではないかということを改善して今現在取り組んでいる状況だと、そのように思っております。

ですが、そういう中において、噴火湾の中にもニシンの群来が毎年見られるようになってまいりました。ですから、皆さんお耳にされたこともあるかもしれません。春のチカ釣りの時期になると、チカが釣れたのかなと思うと小さなニシンの稚魚だったりということもありますので、全く噴火湾が再生できていないかということ、そうでもないのです。今後いろんな点でみんなで努力しながら、湾の再生というよりも、将来的に全体のバランスがとれて、来るべきときに魚が、きちんと予定されていた魚がとれるとか、養殖にしてもある程度の見込んだ数量が水揚げできるようになってほしいなと、そのような状況に向けて

私たちも頑張っていきたいと、そのように思っております。

さて、その中で先ほど議員のご質問にありました海岸漂着物処理の事業でございますけれども、これにつきましては外国船籍の漁船、それが漂着したときの処理費用、松前方面ですとか、木古内方面に韓国船が漂着したと、それを処理するための対策です。過去に噴火湾内でも一時、この処理ではございませんが、漂着物が余りにも多いということで、道のほうで一時期取り組まれたところがあります。私どもも要望はしたかったのですが、噴火湾の一番奥の自治体です。外国からの漂着物がたくさん、ハングル文字が書かれていたりとか、そういう漂着物が真っすぐ海岸に打ち寄せられるものですから、私どもも要求はしたいですけれども、道の全体予算の中ではその自治体のみ処理費用を充当したという経緯がございます。今後全体として、私たちも困っている部分がありますので、海岸を本当に清掃、きれいにしていきときにはそういった要望も中に考えて行動していきたいと、そのように思っております。

最後に、リーダーシップということでございますけれども、平成28年にホタテが噴火湾で台風によって非常に施設が被害を受けて、それを道に陳情しに行ったときには、木村議員のご質問にもお答えしましたけれども、被害はやっぱり森町が一番大きかったです。そういった観点からも、私が音頭をとらせていただいて、湾内の2市4町ですか、全部の自治体、そして漁業協同組合に協力をいただき、団体として知事から激甚災害の陳情をするという結果を受けてまいりました。今後におきましても、私どものホタテ生産量の激減というのは大きなものがございますので、こういったことでは機会を見ながら、いろんな点で知恵を出して、そして意見を出し、本当に私がリーダーとして必要だと、そういうときには私も声わたくし出して道や国のほうに赴きたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 本当に今こそが町長がのろしを上げられるときだと私は思うのです。私たちが思う以上に汚染されていくと思うのです、世界中。もちろん噴火湾も含めてです。そんな中で、歯どめをかけるかどうか、あるいはどこまで可能かどうかというようなことは本当に未知数ですけれども、今こそ手挙げなくていつ上げるのでしょうかみたいな感じに私は捉えてしまうのです。それで、町長はさまざまな会合に出席なされると思いますし、陳情にも行かれると思いますので、その都度、その都度かかるであろう費用等についても陳情なさっていただきたいと、こんなふうに思うわけなのです。そのためのリーダーを何としてもお願いしたいと、こんなふうに思うわけでございます。

それから、私も実は以前海中を撮影したビデオを見たことがありましたけれども、本当に汚れているなみたいな感じでございました。それが簡単にきれいになるとは当然思えませんが、何がしかの方法で次の時代にいい海をつないでいくぞという気持ちだけは、私個人的には何もできないかもしれませんが、気持ちだけは持っていきたいと、こんなふうに今強く思っているところでもございますので、町長にぜひそのリーダーをやっ

ただきたいと、こんなふうに思います。

先ほど海岸漂着物処理事業について船のお話をされましたけれども、それももちろん当然あると思いますけれども、私の聞いた範囲ではごみ処理についても可能だみたいな話を聞きましたので、それがどこまで可能かどうか、本当なのかというようなことを確かめていただきたいと思います。

また繰り返しの話になって大変申しわけありませんが、森町は本当にすばらしい町だと私は思います。よそから来ましてもう何十年になりますけれども、今でもそう思っているのです。挙げれば切りがないほどすばらしい町だと思うのです。それが汚れていくことが耐えられない感じがします。毎回のごみ拾いもそうです。クリーン作戦もそうですけれども、そういった世の中になりつつありますから、それを防止するために旗を振っていただくのは町長しかございませんので、町長は本当にお忙しい身ではもちろんありますけれども、町をきれいにするということは全ての産業にいい結果をもたらしていくと思いますし、町民の幸せにもつながっていくと思いますので、その決意のほどをもう一回お願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろと大変力強く後押しをしていただいて、少し歯がゆい部分もございますが、でも今までの質問の経過をたどってみましても、海だけではなく、海をきれいにするためには町中もきれいに保たなければいけない。そういう点で私いろんなところでお話しさせていただいたり、うちの担当課、環境課のほうでも山から畑から、いろんなところを監視しながら、町民に対する啓発、啓蒙活動も含めて取り組んでおります。私もこれから、まだまだ十分とは思っておりませんし、森町内の公園についても地元の方々だけではなくて、企業関係者、他の自治体からも清掃活動で毎年毎年来ていただいている多くの方々がございますので、そういった方々の期待にも応えるために、また地元の漁業関係者、そういった方々にも声がけをしながら、何回でもとにかくきれいになるまで続けていきたいと、そのように思います。

また、いろんな機会で中央省庁にも赴くことがございますので、そういったところとの信頼関係を深めて、そして構築することによっていろんな費用面でも有利な状態になりますように考えながら頑張ってまいりたいと思いますので、それについて申し上げながら、再々答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、自動車運転免許証自主返納者への支援等について、議席6番、加藤進君の質問を行います。

○6番（加藤 進君） 通告に従いまして、町長へ自動車運転免許証自主返納者への支援等についてをお伺いいたします。

数年前から全国的に高齢者ドライバーによる人身を巻き込んだ悲惨な交通事故や国道、

高速道路など道路を逆走し、死亡事故を起こすなど、毎日のように各地で事故が発生しており、大きな社会問題となっております。函館方面管内でも75歳以上の運転免許保有高齢者ドライバーは年々増え続け、平成21年から平成30年の10年間で1万3,148人から2万978人と59.6%も増加しております。平成29年3月29日に道路交通法の一部改正、高齢者ドライバーによる交通事故を防止する対策強化が示されたときには、一時的に自動車運転免許証の自主返納者が増えました。しかし、中には免許証の返納を考えているが、さまざまな理由で返納をちゅうちょしている方が多く、アンケートによると自主返納を考えない第1位は車がないと不便、62.4%、2位にはまだまだ運転できる、43.3%、そのほか、ほかに移動手段がない、移動を支援する公共のサービスがないなどがあり、返納したくても返納できない理由を訴えております。また、返納後の支援希望としては、バスなど交通網の充実、タクシーなど交通手段の支援、スーパーや病院への交通手段の支援、自主返納したときのサービス特典など免許証自主返納後の不安も訴えておられます。

函館方面管内の森町も高齢者ドライバーが全体で4番目と多いが、平成30年中の返納率は11番と非常に低くなっており、高齢者ドライバーの自主返納を促し、高齢者による事故防止のためにも、町として支援及び改善策等を考えていかなければならないと思うが、町長の考えを伺います。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

近年高齢ドライバーによる交通事故のニュースが全国的に報道されることが多くなっております。当町では、昨年1年間で高齢者の交通事故が2件発生しており、また昨年の高齢者の運転免許証の自主返納の件数は20件となっております。管内においても運転免許証自主返納に対する独自支援策を行っている自治体もありますが、自主返納につきましては家族との同居の有無、運転頻度等、高齢者個々の事情も反映されていると考えております。

高齢者の事故防止対策としては、シニアドライバー講習や冬道安全運転講習会などへの参加により、運転技術の維持向上を図っていただきたいと思います。また、以前にも同僚議員の質問の際にお答えしましたが、高齢者の支援事業を利用していただきながら、運転機能の低下防止や認知機能の低下防止について高齢者一人一人が機能を維持できるよう、各事業を継続してまいります。しかし、加齢とともに運動能力や判断能力が衰えますので、本人や家族が運転について危険を感じた場合には、基本として家族と相談の上で判断をいただければと考えています。運転免許証を自主返納された方の支援については、今後も検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（加藤 進君） 実は、私がこの問題を取り上げたのは、2年前の3月議会の中で山田議員が同じような質問をされています。そのときに言った言葉と同じ言葉なのですね、今の。ちょっとご紹介しますが、今後の町の課題として受けさせていただきながら、調査させていただきたいと思いますという返答なのです。何か勉強しましたか。研究しま

したか。検討しましたか。やっていますか。それをちょっとご紹介願います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

いろいろと自主返納に対するいろんな自治体の取り組み、そして議員の最初の質問にもありましたように、森町は平成30年の返納率は11番と順番を振っているというふうな捉え方されているようです。私は、運転免許証に関して以前の同僚議員の質問にもお答えしましたがけれども、我が町の状況、土地柄と申しますか、いろいろと公共交通関係も効率よい整備の仕方がちょっと難しい、そういう環境であって、今は一番経費として、コストとして安い企業、函バスさんにこの運行をしていただいている。それから、もっと要望の強いところに新しく路線を延ばしていただいたりということに対しても補助を出したりしておると。

一方で、だんだん高齢化になって、もし事故を起こしたときにいろんな点で何とか改善できる方法を、先ほど答弁で申し上げたように、機能を維持できるような状況をつくっていきながら、最終的にはもし免許がなくても、議員がご質問でお話ししているように、車がなくても公共機関が走っていると、乗りたい場所と行きたい目的の場所にきちんとそれが公共交通の中でつながっている環境が整えば、それは免許を返納されても安心してここで暮らすことができるようになるなど、そういう基本的な考えからです。ですから、以前、また同僚議員も一度ご質問の一部でされたと思いますけれども、公共交通に関する非常に専門的で具体的な取り組みをされている方の、公民館を会場にして講演というのをして取り組んでみたり、また隣町でもその方を中心にして、同じ名字の教授ですけれども、その方がいろんなところで講演をされて、そして地域の方々に考えていただいている。

当然今ＪＲの問題、ちょっとお話飛ぶかもしれませんが、ＪＲも公共交通機関です。皆さんたちはＪＲを使われているかと、全く使っていないから、だんだん駅がなくなっていくという弊害もあります。時間の余裕があつて、ＪＲがあつたり、バスがあつたり、それから高齢者になったときには役場のほうで福祉タクシーを提供したりとか、いろんな対策はとっていると思うのです。ただ、最終的に万が一免許を持っている中で事故を起こされた場合、それからそれが人身事故だった場合に非常に本人も大変な思いをされるし、事故を起こされた側、要するに犠牲者が出た場合にも非常につらい思いをされるということから、加藤議員の質問が今あるのかなと、皆さん同僚議員の質問があるのかなと思っております。

そういう点で、ただし免許を返すときに何かご褒美上げるから返しなさいと、そういうのは私はちょっといかがかなと思います。人としてのプライド、それから本人の意思、それから家族の思い、そういうことが重なって最終的な判断をしていただきたい。ただし、ひとり暮らしであるとなかなか相談する相手がいらっしやらないと思いますので、そういうときには包括支援センターですとか、役場の施設でもいいし、いろんなところでご相談をできるような、そういう体制をとっていきたいと思っております。

一方で、今自動運転やサポートカー、危険を回避できる、そういう優秀な車も開発され

ておりますから、全体的にうまくバランスをとって進んでいったときに、自主返納も町で支援策を講じなくても自然に自主返納して、公共交通でもって町で暮らせる環境が整うと、そのように思っております。トータルでみんなで研究して取り組んでおりますので、この点はまた将来、最終的には私は2040年ごろかなと、そういうふうに思っております。これは日本の高齢者がピークに達する2040年問題として全国で取り組んでいる課題を考えながら進んでいることですから、そこに向けながら、事故のないように安全対策も講じて進めたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（加藤 進君） 町長、住民に対して褒美を上げるからというような話は、ちょっとこれ失礼です。そういうような行き過ぎた言葉というのはまずいからです。

それで、2年前に山田議員が聞かれているのだけれども、同じような答え今いただきました。それで、今までバス、いろんな足的手段としてコミュニティバスだとかという話もいっぱいされてきました。でも、このごろは違うのです。デマンド型交通、DRTという需要応答型交通システムというのが全国各地で採用されていまして、我が町と友好都市の静岡県森町でも大河内線と吉川線というバス路線をDRTで運行している。パソコンで調べましたので、間違いないと思いますけれども、平成20年から運行しているのだと。町長も今度2万人パレード、お祭りに行ったときにこういうような話をされて、ぜひ近いうちに取り入れていただきたいというふうに思います。

今町長が言われるように、JRだとか路線バス、函バス、大きいのしか歩いていませんよね、JRは別ですけども。例えば上台に大型バスで行きます、函バスで。森高校に行きました。函バスで行きます。何人も乗っていません。私無駄だと思うのです。DRTは、マイクロバスでできるのです。それで、タクシー会社だとか運送業者に対して連絡してもらって、そこに迎えに来てもらって、行くと。料金はただでいいのです。大人が200円であれば、子供が半額の100円、障がい者はただだとか、そういうようなシステムになっているのです。だから、全部が全部行政側が町民に対してお土産を上げるのではなくて、幾らかでも町民も負担してもらおうというようなやり方をこれからやっていかれたほうがいいのかなというふうに思っています。そういうようなことも含めて、これから検討されるということです。ですから、どうか検討していただいて、DRTのバスの運行をちょっと勉強していただいて、町民のために頑張ってくださいと。それが高齢者の自主返納につながっていくものと私は確信しておりますので、何回も何回も質問して町長も嫌でしょうけれども、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

貴重な情報をありがとうございます。いろいろ町によって、DRTがはまる場合、いい場合もありますし、またデマンドがその町には合っている場合だとか、いろんな状況がありますので、友好町でもございますから、いろいろ情報をいただきながら、今後の公共

交通のあり方の一つとして研究、勉強させていただきたいと、そのように思っております。これからもいろいろと情報等ございましたら提供していただきながら、私どもも担当課とともに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして再々質問の答えとします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 自動車運転免許証自主返納者への支援等についてを終わります。

以上で議席 6 番、加藤進君の質問は終わりました。

2 時 55 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 2 分

再開 午後 2 時 5 5 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第 6 報告第 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第 6、報告第 1 号 専決処分した事件の報告について、平成 30 年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 報告第 1 号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成 30 年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、平成 30 年度森町一般会計補正予算の第 13 回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 億 8,333 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 201 億 3,781 万 7,000 円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10 ページ、11 ページをお開き願います。歳入ですが、款 1 町税につきましては、項 1 町民税から 12 ページ、13 ページ上段の項 6 入湯税まで町税全体として 6,026 万 4,000 円を追加したものです。

続いて、款 2 地方譲与税から 16 ページ、17 ページの款 11 交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款 12 分担金及び負担金、18 ページ、19 ページの款 13 使用料及び手数料、20 ページからの款 14 国庫支出金、22 ページからの款 15 道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、26 ページからの款 16 財産収入、28 ページからの款 17 寄附金につきましては、そ

れぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては、49万8,334件で総額59億885万2,000円の収入となったところです。

また、款18繰入金の財政調整基金は、調整財源として予算計上しておりましたが、3億1,636万1,000円を減額するものです。

続いて、30ページ、31ページの款20諸収入から34ページ、35ページの款21町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。48ページ、49ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の71万円の減額は国保会計の執行精査によるものです。

続いて、50ページ、51ページの目4老人福祉総務費、節28繰出金の2,106万3,000円は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査により、それぞれ増額補正をしたものです。

続いて、52ページ、53ページの目8後期高齢者医療費、節28繰出金の274万8,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 報告第2号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,270万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ24億7,249万6,000円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費等の確定に伴い、精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税につきましては、精査により目1一般被保険者国民健康保険税を増額し、目2退職被保険者等国民健康保険税を減額したものです。

4 ページ、5 ページ下段、款 4 道支出金は、保険給付費等の確定により精査し、補正したものでございます。

6 ページ、7 ページ上段の款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額補正したものでございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費から10ページ、11ページ上段、項 5 特別対策事業費まで、人件費、事務費等についてそれぞれ執行精査し、補正したものでございます。

10ページ、11ページ中段から14ページ、15ページ中段までの款 2 保険給付費の補正につきましては、療養給付費等の確定に伴い、執行精査したものでございます。

14ページ、15ページの下段の款 3 国民健康保険事業費納付金から18ページ、19ページ上段の款 4 保健事業費までにつきましては、納付金のほか、特定健康診査等の事業費について精査したものでございます。

18ページ、19ページ中段の款 7 道支出金の主なものとして、項 2 繰出金は国保病院直営診療勘定への繰出金について精査したものです。

以上、報告第 2 号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第 2 号を終わります。

◎日程第 8 報告第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第 8、報告第 3 号 専決処分した事件の報告について、平成 30 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 報告第 3 号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。本件は、平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第 4 回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,310万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,800万1,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款 1 後期高齢者保険料、項 1 後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものでございます。

中段、款 3 繰入金及び下段、款 5 諸収入につきましては、会計の終了に伴い、それぞれ精査し、減額補正としたものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開き願います。款 1 総務費、項 1 総務管理費につきましては、人件費、事務費等の執行精査に

より補正したものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の1,101万2,000円の減額補正は、保険料収入等の精査によるものでございます。

款3道支出金は、保険料還付金及び還付加算金の執行精査により減額となっております。

以上、報告第3号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長（野村 洋君） 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 報告第4号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成30年度森町介護保険事業特別会計において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開きください。平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,395万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億5,437万5,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ455万7,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入、款1保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料全体として287万1,000円を増額補正したものです。

款4国庫支出金から12ページ、13ページ、款8繰入金につきましては、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の執行精査により増減補正したのとなっております。

続いて、歳出の主なものについてご説明させていただきます。16ページ、17ページから18ページ、19ページ中段の款1総務費につきましては、人件費、事務費、認定調査費用等の執行精査により減額補正したものです。

下段から26ページ、27ページ中段の款2保険給付費につきましては、各サービス費等の執行精査により減額補正したものです。

下段から30ページ、31ページ中段の款4地域支援事業費につきましても各事業及び包括支援センターの運営費等の執行精査により増減補正したものです。

続いて、34ページ、35ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1 サービス収入につきましては、サービス作成費収入の執行精査により増額補正したものです。

36ページ、37ページをお開き願います。歳出、款1 事業費につきましては、サービス計画作成委託料につきましては事業執行精査により減額補正したものです。

款2 諸支出金につきましては、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第4号を終わります。

◎日程第10 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第5号 専決処分した事件の報告について、平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） それでは、報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1 ページ目をごらんください。平成30年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,879万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,642万3,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページ目をお開きください。歳入でございますが、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入及び目2 居宅介護サービス費収入並びに項2 自己負担金収入につきましては、入園者の入院などによる減額が主な要因でございます。

次に、款3 繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5 諸収入、項1 雑入は、介護実習費が主なものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございますが、款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費につきましては、主なものとして職員の人件費並びに需用費、委託料などを精査したものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費につきましては、主なものとして職員の人件費並びに需用費などを精査したものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、平成30年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第6号 専決処分しました事件の報告についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開き願います。本件は、平成30年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ51万2,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。歳入につきましては、4ページ、5ページをお開き願います。款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出につきましては6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節9旅費の8万4,000円の減額につきましては、業務の執行精査によるものでございます。同じく目1の節28繰出金につきましては、歳入歳出の確定に伴いまして8万6,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、報告第6号、専決処分しました事件のご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第7号 専決処分しました事件の報告についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。本件につきましては、平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第4回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ824万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,546万6,000円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりましてご説明いたします。それでは、歳入につきましては4ページ、5ページをお開き願います。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイク

ル施設使用料につきましては、ウロの受け入れ量の減少によりまして368万円を減額するものでございます。

また、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、業務の執行精査によりまして456万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出につきましては6ページ、7ページをお開き願います。款1項1目1総務事業費の824万1,000円の減額につきまして、主なものについてご説明いたします。節11需用費の463万円の減額につきましては、乾燥業務の縮小に伴います薬剤類の使用量の減少によるものでございます。続きまして、節13委託料の500万1,000円の減額につきましては、ウロの受け入れ量の減量に伴います試験処理業務及び乾燥業務の縮小によるものが主なものでございます。また、節25積立金の179万円の増額につきましては、業務の執行精査によりまして施設運営調整基金に積み立てるものでございます。

以上、報告第7号、専決処分いたしました事件についてのご説明とさせていただきます。
○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第7号を終わります。

◎日程第13 報告第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第8号 専決処分した事件の報告について、平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 報告第8号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。本件につきましては、平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目となったものでございます。

第2条、平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款病院事業収益、既決予定額10億201万2,000円に625万8,000円を追加し、10億827万円とするものでございます。

続きまして、支出でございます。第1款病院事業費用、既決予定額11億1,125万2,000円に268万6,000円を追加し、11億1,393万8,000円とするものでございます。

以下、2ページ中段の事項別明細書にてご説明申し上げます。収入でございます。款1病院事業収益、項2医業外収益、目4国庫補助金298万4,000円は年度末に決定いたしました国保調整交付金の収益計上、目5長期前受け金戻入327万4,000円は補助金で購入した内視鏡システム等の資産除去見合い分の収益計上でございます。

続きまして、支出でございますが、款1病院事業費用、項1医業費用、目5資産減耗費268万6,000円は、調剤システム等の除去に伴う価値減少を費用計上するものでございます。

以上、報告第8号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第8号を終わります。

◎日程第14 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、軽自動車税環境性能割の非課税、課税免除及び減免規定の整備に伴い、森町税条例等の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料1の新旧対照表によりご説明いたします。2ページをごらん願います。第15条の3についての改正は、軽自動車税の環境性能割を非課税及び減免とする臨時的減免の特例に係る規定を整備しようとするものと第15条の3を新設したことによる条ずれに伴う条文の整備をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第2号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第2号の森町介護保険条例の一部を改正する条例

の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料ナンバー 2 を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、介護保険料率の一部を改正するため、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、令和元年度の介護保険料率についての規定の変更であります。資料ナンバー 2、2 ページ、新旧対照表をお開き願います。平成30年度から平成32年度を平成30年度と改正し、令和元年度からの介護保険料率について森町介護保険条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する保険料率の特例を定めようとするものです。

施行期日は、公布の日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用するとなっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第 3 号 森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第 3 号についてご説明いたします。

本案は、森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

裏面をごらん願います。あわせまして、説明資料ナンバー 3 を提出しておりますので、ご参照願います。第 2 条第 2 項の診療科目につきまして、新たに眼科を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、令和元年 7 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第4号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

裏面をお願いいたします。あわせまして、説明資料ナンバー4を提出してございます。この資料ナンバー4によりましてご説明いたします。提案理由でございますが、令和元年10月1日の消費税法改正に伴い、使用料及び手数料の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、次のページをごらんください。新旧対照表でございますが、第3条の3行目、下線部分でございます。現行「100分の108を乗じて得た額」を「100分の110を乗じて得た額」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論でしょうか。

○11番（檀上美緒子君） 議案第4号に反対いたします。

今回の改正が10月1日の消費税増税を見込んだ上での手数料の消費税の税率をアップするというような内容になっています。今現在この消費税増税にかかわりましてさまざまな場面でこの問題点が指摘されています。1つは、複数税率による税率の幅の問題です。10%から3%まで5段階にも買う場所や買うものや支払い方法によって異なるという実態、そしてもちろん10%になるということによる経済的な影響、とりわけ8%導入以来消費が

冷え込んで、いまだ回復していない状況の中で消費税を上げるということは日本経済にとって非常に大きなダメージを与えるということも指摘されているところであり、政府自身の統計調査においても景気が回復していないという状況が発表されています。そういう状況の中で、甚だこの10%の問題については与党内からからもいかなものかという声まで出ている状況であります。にもかかわらず、森町が率先して10月1日増税を見込んだ上で条例を改正するということは、ある意味消費税推進を推し進める、そういう力にもなりかねない問題だと思っています。そういった意味から、消費税10%、増税を見込んだ形での手数料の増額に関しては反対いたします。皆様方のご賛同、ご理解、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第17、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第5号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第5号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。条例の朗読を省略させていただきまして、あわせて説明資料番号5の2ページ目、条例新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は消費税法等の一部改正に伴い、水道料金について消費税等相当分の改定し、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

主たる内容については、新旧対照表の別表第1のとおり、基本料金及び超過料金等、下線部分について改正するものです。

附則として、施行日は令和元年10月1日から施行するものでございます。

経過措置として、令和元年11月以降の月分として徴収する料金について適用し、同年10月までの月分として徴収する料金については、従前の例によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「起立採決でお願いします」の声あり)

○議長(野村 洋君) 早目に言っていただければいいのですけれども、もうここまでいってしまったのですけれども。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) それでは、この採決は起立により行います。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 早目に言っていただかないと議事進行してしまいますので。

それで、ここまでいきましたので、これはそのまま簡易採決で行ってまいりたいというふうに思いますけれども、それでよろしいですね。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第18、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第19、議案第6号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(水元良文君) それでは、議案第6号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。条例の朗読を省略させていただいて、あわせて資料番号6の2ページ目、条例新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は消費財政法等の一部改正に伴い、下水道使用料について消費税等相当分を改定するため、条例の一部を改正するものです。

主たる内容については、新旧対照表の別表第1のとおり、基本料金及び超過料金等について改正するものです。

附則として、施行日は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

経過措置として、令和元年11月以降の月分として徴収する料金について適用し、同年10

月までの月分として徴収する料金については、従前の例によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

（「起立採決お願いします」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第19、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第7号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、議案第7号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の朗読を省略させていただき、資料ナンバー7にて説明させていただきます。それでは、資料ナンバー7をお開き願います。提案理由につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

主たる改正内容といたしましては、1、避雷設備に関する事項、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたこと。2、住宅用防災警報器の設置の免除に関する事項、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例（例）第29条の3第1項各号または第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したときを追加したことの上記改正に伴う現行の森町火災予防条例の整

備等を行い、所要の改正をしようとするものでございます。なお、避雷設備に関する事項については令和元年7月1日より、住宅用防災機器の設置の免除に関する事項については公布の日から施行しようとするものでございます。

2ページ目には新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第8号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（山本 憲君） 議案第8号 森町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年10月1日の消費税法改正等に伴うし尿収集運搬手数料の改正をしようとするものでございます。

資料ナンバー8を提出してございますので、ご参照願います。改正内容につきましては、条例第34条に係る別表の一般廃棄物処理手数料中、し尿収集運搬手数料を消費税法改正に伴う増税分の改正及び燃料費等の高騰に伴う手数料本体の値上げ分の改正、合わせて40銭を増額し、1リットルにつき4円70銭から5円10銭に改正しようとするものでございます。

施行年月日につきましては、令和元年10月1日とするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

（「起立採決」の声あり）

○議長（野村 洋君） 異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第8号は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第21、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の解散、脱退に伴い、組合理約の別表を改めることについて協議するため、議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー9を提出しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第23、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の

変更についてご説明申し上げます。

本案は、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合の解散、脱退に伴い、規約の別表第1を改めることについて協議するため、議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー10を提出しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第24、議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の解散、脱退に伴い、規約の別表第1及び別表第2を改めることについて協議するため、議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー11を提出しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第25、議案第12号 令和元年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,702万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ121億6,189万4,000円にしようとするものです。

第2条、債務負担行為は、6ページの第2表に掲載しておりますが、今年度発行予定の福祉タクシー助成券の有効期限を来年6月までとするよう設定するものです。

第3条、地方債の変更は、第3表に掲載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入ですが、款2地方譲与税の304万3,000円は、森林環境譲与税を計上し、森林環境事業に充てようとするものです。

続いて、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の830万7,000円は、低所得者保険料軽減強化による介護保険料の減額分に対する国からの負担金を計上しております。

続いて、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の64万3,000円は、障害者総合支援事業費補助金を計上しております。

また、目8商工費国庫補助金の3,425万2,000円は、低所得者、子育て世帯等に対するプレミアムつき商品券の発行に伴う事業費と事務費について国から交付されるものです。

続いて、款15道支出金、項1道負担金、目1民生費負担金の415万3,000円は、国庫同様低所得者保険料軽減強化による介護保険料の減額分に対する道からの負担金を計上しております。

10ページ、11ページをお開き願います。款18繰入金の609万円は、ふるさと応援基金を繰り入れ、各種事業に充当しようとするものです。

続いて、款19繰越金の1,643万5,000円は、財源調整のため計上するものです。

続いて、款20諸収入の273万9,000円は、北海道市町村振興協会より防災、減災対策の推進を図る事業に対し交付される助成金を計上するものです。

続いて、款21町債の100万円は、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金に充当するため、計上するものです。

次に、12ページ、13ページからの歳出について説明いたします。各費目で消防施設保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。

款1 議会費の5万2,000円につきましては、作業服4着を購入しようとするものです。

続いて、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の需用費43万2,000円は、役場庁舎消火栓ポンプの修繕をしようとするものです。

続いて、目4 財産管理費の36万5,000円は、駅前ふれあいセンター横の町有地に管理用看板を設置するほか、上台町職員住宅車庫の解体及び職員住宅の小破修繕料を計上しております。

続いて、目7 情報推進費の249万1,000円は、電柱の立てかえに伴う光ケーブルのかけかえ修繕が主なものです。

続いて、目9 防災対策費の330万円は、北海道市町村振興協会からの助成金を活用し、ディーゼルエンジン発電機2基を購入しようとするものです。資料ナンバー12を提出しております。

続いて、目10 定住対策費の5万3,000円は、地域おこし協力隊着任後の事業内容の精査により増減補正をしようとするものです。また、からまつの森分譲看板の撤去費用を計上しております。

続いて、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の繰出金、14ページ、15ページの目4 老人福祉総務費の繰出金は、国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計に所要の繰り出しをしようとするものです。

また、項5 障害者福祉費の64万3,000円は、障害者自立支援システムの改修委託料を計上しようとするものです。

続いて、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 予防費では、風疹に関する追加対策事業として対象者に抗体検査、予防接種を実施しようとするものです。

また、目4 保健事業費では、本事業実施に係る印刷製本費、通信運搬費、システム改修委託料をそれぞれ計上しようとするものです。資料ナンバー13を提出しております。

16ページ、17ページをお開き願います。同じく款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費の281万円の減額は、臨時職員の配置がえによるものです。

続いて、款6 農林水産業費、項2 林業費、目1 林業総務費の13万円は、ヒグマの防除対策のため、石倉地区町有地の草刈り業務委託料を計上しようとするものです。

続いて、目2 林業振興費の100万円は、今後の申請を見込み、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金を増額計上するものです。

また、目3 分収林事業費の5万2,000円は、公用車の修繕料を計上するものです。

18ページ、19ページをお開き願います。目5 森林環境事業費の304万3,000円は、森林環境譲与税を活用し、各種事業を実施しようとするものですが、節8 報償費、節11 需用費、節16 原材料費では、道南杉板にレーザー刻印した出生証明書を贈呈するほか、木育マイス

ターを講師として招き、交流の場を通じて道南杉の積み木を親みずからが作成し、生まれてくる子供への最初の本製品としてプレゼントすることで木育の新たなアプローチと参加者同士のコミュニティを構築しようとするものです。また、節9旅費、節14使用料及び賃借料では、林業大学校の先進地視察に要する経費を計上しようとするものです。また、節13委託料では、森林所有者に森林整備に係る意向調査を行おうとするものです。これらの事業につきましては、資料ナンバー14から16を提出しております。

続いて、款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費の3,425万2,000円は、国の全額補助を受け、低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券発行事業を実施しようとするものです。資料ナンバー17を提出しております。

20ページ、21ページをお開き願います。款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、節11需用費259万円は、町営住宅の小破修繕料を計上しようとするものです。

続いて、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、北海道中学校サッカー大会負担金を計上しております。

22ページ、23ページをお開き願います。項3中学校費、目1学校管理費の需用費396万円は、森中学校の給水ポンプの取りかえ修繕をしようとするものです。

続いて、項5社会教育費、目2公民館費の需用費25万3,000円は、森町公民館の受水槽及びトイレの小破修繕をしようとするものです。また、備品購入費の14万1,000円は、森町公民館調理室にガス炊飯器4台を購入しようとするものです。

続いて、目4文化財振興費の249万1,000円は、臨時職員の配置がえに伴い、増額計上しております。

続いて、24ページ、25ページの項6保健体育費、目2体育施設費の需用費29万2,000円は、さわら小学校に隣接する総合運動公園グラウンドの散水用ポンプ制御盤の修繕料を計上しております。

また、目3学校給食費の需用費32万4,000円は、給食センターの調理室温水床暖房自動制御盤の修繕をしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。

○11番（檀上美緒子君） 資料のページでもいいですか。

○議長（野村 洋君） はい。

○11番（檀上美緒子君） 資料の12ページなのですが、40周年記念で砂原に2台、ディーゼルエンジン発電機の購入ということなのですが、この2カ所に決めたという根拠というか、選定されたときの基準をお知らせ願いたいと思います。ほかにも石谷だとか石倉だとかという部分も停電時の給水の問題があるかと思うのですが、ここを優先的にというふうにした根拠があれば、お聞かせください。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えします。

大規模停電時には砂原地区での各家庭の給水ポンプが停止となることから、給水が不可

となります。その際には、各会館の給水ポンプを発電機で稼働させておりますが、砂原消防支所及び彦瀬集落センターについては大型の発電機が必要であり、今回発電機を備品として購入するものであります。先ほどご指摘のありました石倉地区におきましては、前回の停電のときもありましたけれども、給水タンク等で対応しておりまして、そのような形で対応したいと考えており、今回は砂原地区の2カ所につきましては大型の発電機を購入したいと考えております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 何件かあるのですけれども、まず資料ナンバー12の発電機の件なのですけれども、停電時に設置しとあるのですけれども、ふだんは別な場所に保管して、停電時に運搬して使うのか、それともこの場所に絶えず置いておくのかをまずお願いします。

○防災交通課長（柴田正哲君） 発電機につきましては、通常時は砂原支所に保管しまして、大規模停電のときに各2カ所に運搬する予定をしております。

以上です。

○9番（河野文彦君） それでは、ふだんは屋外に雨ざらしでなくて、倉庫に保管して、停電時に移動させて使うということによろしいですね。

○防災交通課長（柴田正哲君） 済みません。説明が悪かったです。砂原支所の車庫にふだんは保管する予定であります。

以上です。

○9番（河野文彦君） あと、7キロというと大分小さな発電機だなと思うのですけれども、先ほどこの2カ所のポンプ回すには大分大きなものが必要だというような説明あったかと思うのですけれども、モーターの始動時の負荷だとか、その辺はちゃんと確認しての7キロで大丈夫ですか。

○防災交通課長（柴田正哲君） 業者のほうに現場を見ていただきまして、必要な規格の発電機を提示していただいて、今回予算計上しているところであります。

以上です。

○9番（河野文彦君） 続いて、資料ナンバー17のプレミアムつき商品券の件なのですけれども、歳入のほうを見ますとメーンの事業の補助金の部分が2,500万で、支出のほうを見ると2,750万というような記載になっているかと思うのですけれども、この辺の説明をお願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、歳入の2,500万円については、こちらはプレミアム分の2,500万円となっております。それと、残りの250万円につきましては、こちらのほう商品券の販売、換金業務を商工会議所、商工会にお願いする予定となっております。その中で商品券の印刷だとか、換金の手数料だとかの分の事務手数料も含んでの2,750万円となっております。

以上です。

○5 番（伊藤 昇君） 12ページの項の総務管理費の目の定住対策費なのですが、町も定住対策に力を入れているということは大変素晴らしいことだと思っております。その中で、からまつの森のホームページなのですが、私見ましたら2017年の6月から更改になっていないのです。区画も、すべてです。概要も。これはどうしたのかということとをまず聞きたいのと、それからちょっと暮らしの今回事業があったと思うのですが、上台町、私もちょっと気になって見に行ったのです。2日くらい前だったかな。そのときに、素晴らしい建物はあるのですが、草がぼうぼうと生えて、どなたか見に来てちょっとがっかりしてしまうのではないかなと。これ誰が管理するのかという部分をお尋ねしたいなと思っています。

○議長（野村 洋君） 伊藤議員、質問内容が予算とちょっと一致しないのではないかと思います。

○5 番（伊藤 昇君） からまつの森の看板には地図等も描いてあったかと思うのです。ですから、そういうもので関連でお聞きしたのですが、だめでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） 2点の質問の中の2点目、上台の施設についてお答えいたします。

あの施設につきましては、企画振興課のほうで管理しておりまして、草刈りににつきましては当課で行う予定でして、近々行う予定はしております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 伊藤議員、いいですか。

○5 番（伊藤 昇君） ホームページのほうはないのですね。この質問はだめということ。
（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時02分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○5 番（伊藤 昇君） それでは、ちょっと暮らしのほうなのですが、これから草刈りをすると。でも、あれ新年度始まって早々につくったものですね。ということは、早く実施したいからつくっているわけです。それを今の時点で草が、見ていますか、課長さん。草がぼうぼうとなっていれば、これ何だろうなというふうに一般の人は思いますよ。そのあたりしっかり確認したほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

現地につきましては私のほうも確認しておりまして、草刈りに関しては早急に本当にやる予定をしておりましたので、回答といたします。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 何点かあるので、あれですけども、まず先ほど質問があった災害時用備品の話、13ページです。資料説明では12ページなのですが、先ほど2カ所でやるというのはいいのですが、今後増やすみたいな話で言い回ししたのですが、そのめどというのは立っているのですか。

そして、もう一つ確認したいのですが、三相、単相同時出力とあるのですが、三相の機械というのはこの2カ所というはあるのですか、三相まで必要ないのではないのというふうに思ったりもするのですが、その辺確認をお願いします。

○議長（野村 洋君） 松田議員、何ページ。

○14番（松田兼宗君） 13ページです。資料説明は12番です。予算書では13ページです。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えします。

先ほど災害対応で石倉小学校につきましては昨年給水タンクを出したというご説明をさせていただきまして、砂原地区につきましては停電時の給水対応としまして尾白内生活館、掛瀬生活館、砂原の消防支署、彦瀬集落センター、沼尻神社をそれぞれ役場で持っている発電機で回していたのですけれども、彦瀬と砂原消防支署につきましては、こちらにつきましてはリースの発電機で回しました。ということで、災害時にその機械が借りられない場合にはそこ給水対応できませんので、そういうことで今回この2カ所、大型の発電機を購入ということで予算計上させていただいているところであります。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 15ページ、予防費のところなのですが、風疹対策に対してのあれなのですが、これやるのはいいのですが、対象者というのはどの程度受診というか、見込んでいるのですか。100%見込んでやるのは当然だと思うのですが、なかなかこういうのというのは受診してくれないのかなという気はするのですが、その辺どういうふうな予測を立てて見積もっているのか。

○保健福祉課参事（宮崎 渉君） お答えいたします。

まず、抗体検査が140人分、さらに予防接種を実際その中で受けられる方が26人ということで見込んでおります。

以上です。

○14番（松田兼宗君） それで、17ページに入りますけれども、林業振興費のところ。炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金100万円計上していますけれども、当初予算で350万でしたよね、計上しているのです。それで、今回100万増額する。先ほど総務課長のほうからの説明の中では、見込まれるという、増える見込みであるから増額するのだという話言っていたのですが、その辺の見込み、当初予算からそんなにたっていないでこれだけ多くなるというのは、理由というか、それだけ需要が。どういう形で宣伝しているかとか、何か特殊なやり方しているのだろうかと思って、その辺何か特にありましたら、お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

掲載するのは、まず町の広報です。それから、窓口のほうにチラシを置いている。あとは、ある程度町民の方に認知されてきたのかなという部分。あとは、町民の意識が大分変わってきているのではないかなというところだと思います。あとは、当初一応3件程度予定していたのですが、実際の申請は4件目今回来ておりまして、順調にいけば恐らく予算が足りなくなるだろうということで今回計上させていただきました。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 上限というのはちなみにあるのですか、その辺お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

恐らくこれ当初予算をとる際に説明資料ということで提出をしていると思うのですが、まず地域材の利用につきましては限度額が100万円、それから木炭の利用につきましては限度額が10万円ということで設定しております。

以上です。

（「総額の金額で上限があるというのですが、これで450万になりますよね。枠を超えて出すのですかということです。もし需要があれば」の声あり）

（何事か言う者あり）

○農林課長（寺澤英樹君） 申請次第です。申請があれば、補正をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（「上限までちゃんと出すということでしょう」の声あり）

○農林課長（寺澤英樹君） そうです。

○14番（松田兼宗君） それで、今回森林環境譲与税という新しい税金が入る形で、こういう形で入ってくるのだらうなと思っていたのですが、全国林業大学校の現地視察ということが、資料ナンバーでいくと15番なのですが、この中でよくわからないのですが、誰が行くのですかということなのです。対象者は誰が行くのか全然わからない。そして、行った人を見て、視察して、それをどういう形で町にフィードバックするのかというの全然わからないのですよ、これ。その辺お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、想定しているのは7名、町職員2名、それから町内の事業者が3事業体、それから函館市の建築士、それから未来大学の教授という構成の7名で考えております。この7名につきましては、林業大学校地域支援協議会の事務局を森町で担ってやっているわけですが、その下部組織として森町に地域部会を設けていきたいと、そこでいろんな林業の関係を議論しながら、あとは林業大学校に対しては、今学んできたものを単純に地域の中で議論するだけではなくて、本校のほうにも伝えながら、本校の部分もいろいろ改善を求めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 資料の15番の中で、今言ったことというのは、そのメンバーというのはここで書いてある下にある森町地域サポート部会、これのメンバーということなのですか。それが7人いるということの理解でいいのですか。

○農林課長（寺澤英樹君） そうです。森町地域サポート部会、このメンバーになっていただくという考えです。

以上です。

○14番（松田兼宗君） もう一点、確認なのですが、商工振興費のプレミアム付商品券事業補助金のことなのですが、消費税が流れたと、延期になったと、8から10が、そういう場合にどうなるのですか。実施しないですね。国から補助金来て、その中でやる話なのですが、今後流れたとしても、経費がかかっていくわけですね。それについては町負担はなく、全部国の負担だということで理解していいのですか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの事業については、先ほど議員の説明のとおり、消費税がなくなった場合どうなるのだというQアンドAみたいのが来ていました。その中では、国ではそういうことは今のところ想定していないという回答でしたので、今ここで私もそういうふうにお答えしたいと思います。また、もしなくなって経費がかかった分につきましては、それは国のほうの負担になると認識しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎時間の延長について

○議長（野村 洋君） まだ早いですけれども、あらかじめ時間延長を宣言しておきます。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長したいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

◎日程第26 議案第13号

○議長（野村 洋君） それでは、日程第26、議案第13号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第13号について説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億3,238万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、議案第12号、一般会計補正予算で承認いただきました款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金を補正しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正は、職員の異動に伴い、給料、職員手当などについて補正しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第27、議案第14号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第14号について説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万円を追加し、歳入歳出それ

ぞれ19億8,829万円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入、款 1 保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料全体としまして1,661万6,000円、こちらにつきましては低所得者保険料軽減分の減額補正となっております。

款 8 繰入金1,733万6,000円につきましては、低所得者保険料軽減繰入金及び事務費に係る一般会計繰入金の増額補正となっております。

6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出、款 1 総務費、目 1 賦課徴収費72万円につきましては、システム改修に伴う増額補正となっております。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費につきましては、特定財源の振りかえによるものです。

以上、議案第14号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第27、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 8 議案第 1 5 号

○議長（野村 洋君） 日程第28、議案第15号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第15号についてご説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第 1 回目の補正となるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億5,808万3,000円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明いたします。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入の款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金186万5,000円は、歳出でご説明します費用へ充当しようとするものでございます。

次ページの 6 ページ、7 ページをお開き願います。款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1

一般管理費、節11需用費の修繕料は、ボイラー配管の三方弁並びにラインポンプの交換及び火災感知器の破損及び芝刈り機をそれぞれ修繕しようとするものです。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節3職員手当は、本年4月の人事異動に伴い、通勤手当、住居手当をそれぞれ精査したものでございます。節18備品購入費の介護用品備品は、入所者の床ずれや拘縮を予防するポジショニングクッションを購入しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第28、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第29、議案第16号 令和元年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の2億9,676万7,000円を563万5,000円増額し、支出総額を3億240万2,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきまして、水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、過年度分損益勘定留保資金5,066万1,000円を5,629万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,953万5,000円を5,390万円に改めようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費633万2,000円の増額は、本年4月の人事で職員1名の増による職員給与費等の補正によるものです。

目5総係費69万7,000円の減額についても職員給与費の補正によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第29、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第30、議案第17号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の資本的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億4,766万6,000円から支出総額を同額の4億4,766万6,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費、補正額はゼロ円ですが、職員給与費の補正並びに事業精査による工事請負費82万円の減額となったことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第30、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第31、議案第18号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第18号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、旧ごみ焼却施設解体工事です。2、契約の方法は一般競争入札。3、契約の金額は2億9,590万円です。4、契約の相手方は、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社代表取締役社長、岩田圭剛であります。

資料ナンバー18を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから第18号に対する質疑を行います。

○12番（木村俊広君） 2社で入札を行われているのですよね。それで、町内の業者が含まれていないということで、3億弱もの工事で参加していないということ自体がちょっと残念だなと思うのですけれども、恐らくダイオキシンの関係なのかなと思うのですけれども、こういう工事が行われるということが数年前からわかっていることだったのですけれども、そういう技術が必要になるという、そういうことも町内業者等々にも周知の上、参加できるような、そういう状況をつくっていくべきではないのかなと思うのですけれども、どうですか、副町長、その辺。なかったのですか、何も。

○副町長（木村浩二君） お答えいたします。

木村議員おっしゃる内容は、私も理解はしております。ただ、この施設につきましては、規模、それから議員ご指摘のとおりダイオキシンが含まれております。それで、ダイオキシンの資格を取った中での事業者となれば、やはりそれなりのリスクも伴いますし、今後町でその工事がどんどん出ていくのかとなったときを考えますと、そこは業者も考えているところだと考えてございます。今後は、ダイオキシン等々の関連工事というのはだんだん少なくなっていくということになると思います。そこで、改めて資格を取るのかということになれば、やっぱりそこはちょっと考え物だなというふうにも考えてございます。結果的に資格要件でこういう結果になったわけですが、できる限り町内業者も参加できればいいなという私の望みも持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第31、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第19号

○議長（野村 洋君） 日程第32、議案第19号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第19号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、町営住宅屋根外壁等改修工事（みどりヶ丘団地2号棟その1）です。
2、契約の方法は一般競争入札。3、契約の金額は5,060万円です。4、契約の相手方は、茅部郡森町字砂原西3丁目177番地1、丸正佐藤・岩本経常建設共同企業体、有限会社丸正佐藤建設代表取締役、佐藤敬司であります。

資料ナンバー19を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから第19号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第32、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第20号

○議長（野村 洋君） 日程第33、議案第20号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第20号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、さわら幼稚園整備工事（建築主体工事）です。2、契約の方法は一般競争入札。3、契約の金額は5億4,780万円です。4、契約の相手方は、茅部郡森町字上台町1番地、星組渡辺・工藤・西村特定建設工事共同企業体、星組渡辺土建株式会社代表取締役、渡辺恵子であります。

資料ナンバー20を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから第20号に対する質疑を行います。

○12番（木村俊広君） ちょっと確認したいのですけれども、あくまでもこれ建築なのかなというふうに思ったのですけれども、幼稚園となれば外で遊ぶ場所だとか、遊具だとか、そういうものもろもろ出てくるのかなと思うのですけれども、外構工事的なそういうものも含まれているのか、その辺ちょっと確認させてもらいます。

○契約管理課長（山田真人君） 外構工事につきましては、議決案件でございませんでしたので、今回の議会にはお諮りしておりません。別工事でございます。

○副町長（木村浩二君） ちょっと補足で説明させていただきます。

木村議員ご質問のように、外構工事でございます。外構は、グラウンド部分、そこに遊具等も設置します。それと、もう一カ所が駐車場部分。この2カ所がございますので、外構その1、その2で工事を発注してございます。ただ、5,000万に至っておりませんので、議決案件にはならないということでご理解いただきたいと思います。

○2番（山田 誠君） さわら幼稚園の整備工事、建築主体工事なののですけれども、これ一般競争入札になっているわけなのですけれども、1社、1団体、1企業体で入札というのはいかなものかなと思う。競争しての入札行為であって、入札行為等については指名競争から一般競争から随意契約と、こうあるのだけれども、これなら随意契約と何ら変わらない。その理由が何かありますか。金額も大きいし、やっぱり競争して下げるべきだと私は思うのだけれども、1企業体だけしか入っていないということは何らかの理由があるのか、

ちょっと伺いたい。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

本件は、一般競争入札で執行したものでございます。入札公告の時点では決して1社しか参加見込みがないということではなくて、まだ参加見込みはございました。当日結果的に入札に参加したのが1企業体であったと、そういうことでございます。

○2番（山田 誠君） だから、1企業体だけでも入札ということはちょっとおかしいのではないかい。そういうことであれば、随意契約と何ら変わらないでしょう。その辺の取り扱い方がどういうふうになっているのか、今後もこういう格好で出てきてもこういうふうな格好でやるということで理解していいのか、その辺をお伺いします。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、一般競争入札における1社入札、これが有効か否かという点につきましては、自治法等関連する法令上では具体的な規定がない、こう認識しております。しかしながら、一般的な解釈といたしまして、入札公告を行った時点で当該入札に参加できる機会の提供と競争性は同時に確保されたことになります。さらに、予定価格という適正な基準がございますので、1社入札だとしても予定価格以下の金額でしか落札しませんので、経済性という点も確保されております。こういった考えのもと、1社入札は有効であると判断しているところです。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第33、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第21号

○議長（野村 洋君） 日程第34、議案第21号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第21号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、さわら幼稚園整備工事（機械設備工事）です。2、契約の方法は、一般競争入札です。3、契約の金額は1億3,519万円。4、契約の相手方は、茅部郡森町字森川町1番地1、丸金橋本・泉工業経常建設共同企業体、有限会社丸金橋本設備工機代表取締役、橋本治仁であります。

資料ナンバー21を提出してございますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから第21号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第34、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第22号

○議長（野村 洋君） 日程第35、議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第22号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、さわら幼稚園整備工事（電気設備工事）です。2、契約の方法は一般競争入札。3、契約の金額は9,729万5,000円。4、契約の相手方は、茅部郡森町字森川町296番地20、谷・宮川経常建設共同企業体、株式会社谷電気工業所代表取締役、吉田好であります。

資料ナンバー22を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから第22号に対する質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第22号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第35、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第23号

○議長(野村 洋君) 日程第36、議案第23号 財産の取得についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長(東谷直樹君) それでは、議案第23号についてご説明を申し上げます。
本案は、財産の取得についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量ですが、水槽つき消防ポンプ自動車Ⅱ型1台でございます。2、取得の方法は、指名競争入札でございます。3、取得の金額は5,142万7,200円でございます。4、取得の相手方は、北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、中川龍太郎でございます。

指名業者につきましては、森町競争入札参加資格者名簿の車両用品、消防車に登録のある業者で、北海道内に本店または営業所があり、指定仕様書に基づき水槽つき消防ポンプ自動車Ⅱ型の取り扱いができ、北海道内にて消防ポンプ自動車等の入札参加実績を有する5社を選定いたしました。

なお、参考といたしまして資料の23に入札及び契約状況表を提出しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第36、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時42分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第37 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第37、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第37、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第38、意見書案第2号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第38、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第39、意見書案第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第39、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第40、意見書案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第40、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第41 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第41、意見書案第5号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第41、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第42 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第42、意見書案第6号 消費税率10%の中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第42、意見書案第6号は否決されました。

◎日程第43 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第43、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第44 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第44、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

（「私の一般質問の回答もらっていないのがあるんですけど、それはいかがなものでしょうか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして令和元年第2回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和元年第2回森町議会6月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午後 4時50分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和元年6月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員